

## 文教委員会会議記録

文教委員会副委員長 高橋 こうすけ

1 日時

令和7年7月2日（水）

午前10時00分～午後3時10分

（休憩 午前11時56分～午後1時01分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

高橋こうすけ副委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、岩崎友一委員、川村伸浩委員、工藤大輔委員、飯澤匡委員、斎藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

上原康樹委員長

5 事務局職員

三浦担当書記、八幡担当書記、大内併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

（1） 文化スポーツ部

菊池文化スポーツ部長、新沼副部長兼文化スポーツ企画室長、  
柏葉文化スポーツ企画室企画課長、三ヶ田スポーツ振興課特命参事

（2） 教育委員会

佐藤教育長、松村教育局長兼首席服務管理監、駒込教育次長兼学校教育室長、  
武藏教育企画室長、黒澤教育企画推進監兼服務管理監、  
工藤教育企画室予算財務課長、山崎教育企画室学校施設課長、  
伊藤学校教育室学校教育企画監、佐々木学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、  
亀山学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、西川学校教育室高校改革課長、  
佐々木学校教育室産業・復興教育課長、  
最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、  
菊池学校教育室生徒指導課長、菊地教職員課総括課長兼服務管理監、  
佐藤教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長兼服務管理監、  
岩渕教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長兼服務管理監、  
中村保健体育課首席指導主事兼総括課長、藤井生涯学習文化財課総括課長、  
佐藤生涯学習文化財課首席指導主事兼社会教育主事補兼文化財課長

（3） ふるさと振興部

阿部理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長、安齊参事兼学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

6人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算（第2号）

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算（第2号）

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第4項 高等学校費

イ 議案第10号 岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

ウ 議案第11号 野外活動センター条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

受理番号第35号 盛岡一高バレー部に関する調査検証委員会設置についての  
請願

(3) ふるさと振興部関係審査

(議案)

議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算（第2号）

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第9項 私立学校費

(4) その他

次回及び次々回の委員会運営について

9 議事の内容

○高橋こうすけ副委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

上原康樹委員長は療養のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。

なお、田内スポーツ振興課総括課長は療養のため欠席とのことでありますので、御了承

願います。

議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費、第8項文化スポーツを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○新沼副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第2号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の7ページをごらん願います。第2款総務費6億3,965万円の増額補正のうち、第8項文化スポーツ費3,991万6,000円の減額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

それでは、14ページをごらん願います。第2款総務費、第8項文化スポーツ費、第3目スポーツ振興費ですが、右側説明欄の第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会開催準備費は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に必要な圧雪車等について、県がスポーツ振興くじ助成金、いわゆるotto助成を受けて購入することを想定していたところですが、公益財団法人日本スポーツ協会等との調整を踏まえ、八幡平市がotto助成を受けて圧雪車等を購入し、市の自己負担分を県が全額補助する方法に見直すことにしたことに伴い、所要額を補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○高橋こうすけ副委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 ほかになれば、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。

文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出

予算補正中、歳出第 10 款教育費、第 4 項高等学校費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○武藏教育企画室長 議案第 1 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

議案（その 1）の 7 ページをごらん願います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、第 10 款教育費のうち第 4 項高等学校費の 3 億 9,100 万円余を増額しようとするものであります。

その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、お手元の予算に関する説明書の 20 ページをごらん願います。第 10 款教育費、第 4 項高等学校費、第 4 目教育振興費のうち、奨学のための給付金支給事業費は、公立高等学校等に通う生徒等がいる低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯の全日制及び定時制の第 1 子に対する給付金の支給単価の増額に要する経費について、所要額を補正しようとするものであり、その下の高校生等臨時支援事業費は、公立高等学校に通う生徒の保護者等の教育費負担を軽減するために、所得制限により高等学校等就学支援金の受給対象外となっている世帯の高校生に対する授業料相当額の支援に要する経費について、所要額を補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高橋こうすけ副委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○齊藤信委員 奨学のための給付金支給事業費、そして高校生等臨時支援事業費——この高校生等臨時支援事業費というのは、所得制限のかかわりで 910 万円以上を補填するということですよね。

あと、奨学のための給付金支給事業というのは、多子世帯が対象でしたか。どういう高校生が対象になるのか、まず最初にそこを示してください。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 奨学のための給付金支給事業の対象でございますが、生活保護受給世帯、都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯または個人住民税所得割が非課税に相当する世帯。また、専攻科のみの該当になりますが、個人住民税所得割額 10 万 5,500 円未満である世帯及び 26 万 4,500 円未満であり、扶養する子が 3 人以上いる世帯。高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校、高等学校専攻科、中等教育学校専攻科等に在学している者を対象とするものでございます。保護者、親権者等が岩手県内に居住しているということも要件としております。また、児童福祉法による見学旅行費または特別育成費が措置されていないことを要件としております。

○齊藤信委員 要は、対象人員は何人になるのかということ。あともう一つは、高校生等臨時支援事業費も 910 万円以上というのは何人が対象になりますか。それを聞いているのです。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 対象の人員でございますが、今回の単価改正により

影響を受ける全日制等の非課税世帯第1子に該当すると見込まれる人数としましては1,696人でございまして、高校生等の全体の7.8%程度を想定しているところでございます。

○工藤予算財務課長 高校生等臨時支援事業費の対象生徒でございますけれども、おおむね910万円以上の世帯の生徒が対象でございますが、生徒の数が3,068人で、全体の14.8%でございます。

○高橋こうすけ副委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高橋こうすけ副委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高橋こうすけ副委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高橋こうすけ副委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○最上特別支援教育課長 それでは、議案第10号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

条例案は、議案（その2）の23ページから24ページにございますが、資料の条例案の概要により説明させていただきます。

1の改正の趣旨ですが、この条例は岩手県立二戸北星支援学校を設置し、及び岩手県立盛岡みたけ支援学校奥中山校を廃止しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容ですが、（1）に掲げてありますとおり、特別支援学校未設置地区でありました二戸地区に新たに県立二戸北星支援学校を設置し、併せてこれまで県立盛岡みたけ支援学校の分校として設置していた盛岡みたけ支援学校奥中山校について、地域特性を踏まえた学校運営を行うため、新設校の分校として設置しようとするものであります。このことから、（2）に掲げてありますとおり、県立盛岡みたけ支援学校奥中山校を廃止しようとするものであります。

最後に、3の施行期日ですが、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○高橋こうすけ副委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○齊藤信委員 この県立二戸北星支援学校は、地元の皆さんの切実な要望が実現したということで、私は歓迎するものであります。それで、現在はみたけ支援学校の分校というこ

とになっているが、現在、小、中、高等部に、また奥山校にどのくらいの生徒が在籍しているのか、学級数、生徒数、来年4月に新設される生徒、学級数の見込みも含めて示してください。

○最上特別支援教育課長 まず、現在の二戸分教室の児童生徒数ですけれども、今年度小学部が9名、中学部が同じく9名、高等部が17名、計35名が在籍しております。学級数のほうは、今手元にございません。一方、奥中山校ですけれども、今年度小学部8名、中学部9名で、こちらのほうの学級数は合わせて7学級となっております。

新設校開始に当たっての児童生徒数の見込みですけれども、小学部、中学部、高等部全て合わせて40名前後を想定しております。教職員のほうも50名から55名程度というところで、現在その想定児童生徒数及び教職員数に応じた学校運営の準備を進めているところです。

○齊藤信委員 そうすると、現状は35人、今の分校は40人ということでふえる見込みだと。これは、教員の体制も、教職員50人から55人ということとなると、かなりふえるというように思いますが、それはいかがでしょうか。

○最上特別支援教育課長 児童生徒数よりも教職員が多いというところで、あくまでも今年現在の見込みであり、教職員の数につきましては、これから児童生徒数の動向によって多少ふえたり、減ったりすることはあると思うのですけれども、いずれ一人一人に応じた教育が実現されるような教員の配置は進めていければというように考えているところです。

○齊藤信委員 特別支援学校というのは希望者が多くて、教室が足りない、県内もそういう状況になっていると思います。できれば県内の教室不足数がどうなっているか示してほしいのですが、新設の二戸北星支援学校は、当然そういうことはないと思うのですが、いかがでしょうか。

○最上特別支援教育課長 現在の教室の不足数につきましては、済みません、今その数字は申し上げられないのですけれども、現在のところ盛岡市内の特別支援学校を中心に教室不足が起きているというところは承知しているところです。

二戸北星支援学校につきましては、そういうことがないように一定の教室数を配置しておりますし、万が一生徒数がふえた場合であっても、例えばプレイルームというところをもう既に間仕切りができるような形で対応が可能ということも想定しながら設計をして、今工事を進めているところです。

○齊藤信委員 新設校ですから、それなりに当初はゆとりのある校舎で造られていると思います。盛岡みたけ支援学校の高等部の通学バス、実現していただいて本当にありがとうございます。父母の方々も大変感謝しております。

それで、この新設の二戸北星支援学校は、分校の時代からあるのですけれども、生徒の通学手段はどうなっているのか、スクールバス含めて状況を教えてください。

○最上特別支援教育課長 北星支援学校へのスクールバスの配備につきましては、配備する予定で今準備を進めているところです。通学バスにつきましては、この通学バスを走ら

せるかどうかの有無も含めまして、通学支援の在り方について検討、準備を進めているというところになります。

○斎藤信委員 今も分校に 35 人がいて、来年度は 40 人の見込みということで、今の通学手段はどうなっているのですか。

○最上特別支援教育課長 現在二戸分教室の児童生徒は保護者送迎、あるいは高等部の生徒であれば公共交通機関を使って通学しているという状況にあります。

○斎藤信委員 あそこは二戸駅からすぐ近いという、JR の関係からいけば交通の便はいいのだけれども、みんながみんな JR の近くに住んでいるわけではないのだから、私はやはり通学手段、今はスクールバスも検討しているということでしたので、新設になって保護者の負担が改善されるように、ぜひそういうことまでしっかりと手だてを取ってやっていただきたい。よろしいでしょうか。

○最上特別支援教育課長 斎藤信委員御指摘のとおり、通学支援につきましては生徒あるいは保護者の負担ができるだけ軽減されるような形で、今後通学支援の在り方については検討していきたいと思います。

あわせて、先ほど申し上げなかった教室不足数なのですけれども、昨年度の 10 月 1 日現在、県で調査をしたところ 31 教室となっておりますので、併せてお伝えいたします。

○斎藤信委員 31 教室不足という、このことも私は本当に深刻な問題だというように思っています。やはり特別支援学校こそ本当に一人一人に寄り添った、行き届いた教育が求められているというように思いますので、そこの改善を図っていただきたい。

資料の 2 ページ目に校舎の写真といいますか、絵のようなものが出ております。実は北桜高校工業校舎は、すばらしい木造の校舎なのです。そして、この 2 階に高等部があるというので、高等部は私も見てきましたけれども、本当に伸び伸びとした木造校舎の中で大変すばらしい施設だというように思っていましたが、この絵を見ると、北星支援学校の校舎は木造なのでしょうか、そうではないのでしょうか。せっかく隣に立派な木造校舎があって、今回の北星支援学校はどういう校舎になったのか。

あと、体育館を改修するということがありましたが、特別支援学校の方々は、この改修した体育館を利用するということになるのかどうか、そのことをお示しください。

○山崎学校施設課長 まず、校舎でございますけれども、今回新設する小中学部の校舎については、木造校舎ではなく鉄筋コンクリート造ということになっております。理由は、この校舎建設予定地が、実は土砂災害防止法——土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域ということになっておりまして、この建物がそういった区域に含まれてしまうということがございます。当初は木造校舎とする予定でございましたけれども、利用者の多くが避難支援を要する方であるということとか、災害が発生した場合に人命の確保が確実に図られるようにということで鉄筋コンクリートの構造の見直しを行ったところでございます。各部屋と、壁とか天井とか、そういう構造にかかわらない部分の内装につきましては、可能な限り木質化を行う予定と考えて

おります。

それから、特別支援学校の体育館につきましては、高校の第2体育館を活用するということで考えておりまして、ただ第2体育館ですので、ステージがなく、学校行事等で必要なことから新たにステージを設置することとか、あとは暖房の設置や照明のLED化、トイレのユニバーサルデザイン化といったところの改修を予定しているところでございます。

○齊藤信委員 隣の北桜高校工業校舎が立派な木造校舎なのに、新設の北星支援学校が鉄筋になったというのは、本当に残念でならない。図を見ても隣なのですよね。だから、北桜高校を建設するときには危険地域ではなかったが、隣は危険地域になるということでしょうか。これが第1点。

第2点は、新設の高校には太陽光発電を設置するという方針だったと思いますが、この絵を見ると太陽光発電の姿が見えない感じなのです。新設だけれども、太陽光発電は設置しないのですか。

あとは、クーラーは体育館も含めて設置されるのか、示してください。

○山崎学校施設課長 まず、危険地域につきましては、新設する小中学部の校舎の建設場所について、危険地域になっていたというところでございます。

それから、太陽光発電につきましては設置することとしておりまして、それらも含めて脱炭素化の取組を進め、一応ZEBReady相当ということで機関の評価をいただいているところでございます。

それから、クーラーにつきましては、体育館には今のところ入らない予定となっております。

○齊藤信委員 太陽光発電を設置するなら、きちんと絵に描いてください。

もう今は体育館もクーラーが必要なのですよ。特に特別支援学校の生徒が使うということであれば、新設校なのだから、そういうところまでぜひ配慮が欲しかった。これは本当に検討課題にしていただきたい。

○小西和子委員 私は、岩手県特別支援学校PTA連合会とのかかわりもかなり長い年月ありますし、盛岡みたけ支援学校は7校舎制ですよね。全ての学校を訪問したことがあります。そのときに奥中山校で話をされたのは、雪が積もると、何かあったときに脇のほうからは避難できない、出入口が1カ所だけなのですというすごく危機感を持って、その当時の副校長先生が話をされまして、これは早く何とかしなければならないと思ったことを思い出しておりました。こういう形で実現できたこと、本当に関係者の皆さんのお力だと思いまして、感謝したいと思います。

要望には、私がかかわってからずっと、十数年間、ぜひ県北地域に特別支援学校をつくってくださいということを上位のほうに上げていたのですけれども、もしわかれればですが、どのぐらいの年月をかけて実現したのでしょうか。

あと、私が一番心配していることは、教職員の配置が大丈夫かということです。なぜな

らば、今年度の一番最初、4月9日現在では特別支援学校の欠員は11人でした。そして、5月1日の基準日には8人でしたよね。これは、特別支援学校がこんなに希望者が少ないというか、そういうことを見せつけられたというように思います。あともう一つは心を病む教職員が特別支援学校には——支援学校の人たちは、特別という言葉をつけられるのがすごく嫌なのですが——、支援学校の教職員が多いということを聞いております。

1点目は、今の支援学校の直近の欠員状況、それから精神疾患が多いのはどういうことというように分析しているのか。その2点をまずお聞きします。

○岩渕県立学校人事課長兼服務管理監 特別支援学校の欠員でございますが、現在4名というところでございます。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 特別支援学校における精神疾患の休職者ですが、令和6年度の状況で恐縮ですけれども、特別支援学校全体で、休職者全体は9名、そのうち精神疾患による休職者は7名となっております。

教員全般に言えることですけれども、やはり年齢的に見ると、一つは50代以上の方、あとは20代の若い方、そういうようになっております。傾向として、さまざまな状況がございますけれども、当然その職員個々の状況だけではなくて、職場環境であるとか、そういったもののストレスとかが影響になって、そういう複合的な要因で休職に至っている方が多いというように捉えております。

○小西和子委員 この中には現場からいらっしゃった方もおられますけれども、支援学校の子供たちというのは、グループで何か行動というより、一人一人に対応しなければならないですよね。だから、一クラスの人数が小中学校の特別支援学級の子供の人数よりは少ないからいいのではないかと思うかもしれません、全くそうではなくて、本当にいろいろな障がいを持った子供たちが、一つの障がいだけではなく複数の障がいを持っている子供もいるということですので、ぜひそこは教職員の配置について手厚く配慮していただきたいというように思います。どのぐらいの年月がかかって実現したかということは、わかりますか。

○最上特別支援教育課長 新設校設置にかかる経緯なのですけれども、まず正式に保護者並びに二戸市から要望が上がってきたのが平成19年度でした。それ以前から要望は上がってきていたと思うのですけれども、それ以降、平成20年度に小学部の分教室が設置され、平成25年度に中学部の分教室が設置され、平成28年度に高等部の分教室が設置され、分教室の運営をずっと続けてきたわけで、このたび新設校の設置という流れになっております。

○小西和子委員 さすが現場からいらしている方ですね。詳しいですね。

私は校名及び理由のところを読みますばらしいと思ったのです。挨拶文に使わせていただいたのですけれども、カシオペア連邦の星のように、県北地域の子どもたちが手と手を取り合い、一人一人が輝ける学校になってほしいという願いを込めた北星支援学校であるということです。ぜひこの願いが実現するような学校にしていただきたいということをお

願いして終わりにします。

○高橋こうすけ副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 11 号野外活動センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 議案第 11 号野外活動センター条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

条例案は、議案（その 2）の 25 ページから 30 ページにございますが、お手元に配付しております資料の条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨でございますが、野外活動センターの管理を指定管理者に行わせ、及び利用料金を指定管理者の収入として収受させることとする等所要の改正をしようとするものであります。

2 の条例案の内容でありますが、令和 3 年 4 月に陸前高田市広田町への移転により再建した野外活動センターについて、移転後は県の直営により管理しているところ、施設のさらなる利用促進を図るため、令和 8 年 4 月から指定管理者による管理に移行しようとするものであります。また、これに伴い料金についても、県の収入とする使用料を定めていたものを施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させ、及び利用料金の上限額を定める等所要の改正をしようとするものであります。

3 の施行期日でございますが、令和 8 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。ただし、利用料金や知事の承認及び告示の準備行為については、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋こうすけ副委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斎藤信委員 この野外活動センター、文教委員会でも調査してまいりましたけれども、今は県の直営ということでやってきましたが、利用実績はどうなっているか。

あともう一つは、県の直営といつても、実際には委託なのではないかと思いますが、そ

の管理の実態について。

そして、指定管理にしようとする具体的な理由、根拠を示してください。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 野外活動センターの移転開所後の利用実績でございますが、おおむね2万7,000人程度で利用者数が推移しております、直近の令和6年度では2万8,551人の利用となっております。あと、直営ということではございますが、研修業務を委託にしておりまして、委託先は公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団ということで進めているところでございます。

あと、今回直営から指定管理に変えた理由でございますが、この野外活動センターは、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた高田松原の野外活動センターの災害復旧代替施設として、従来の活動機能、スポーツ学習機能等に加えまして、復興、防災教育の各種機能を備える施設として開所されたところでございます。震災前のセンターは、平成18年度から指定管理者制度を導入してきたところでございますが、被災後10年間休止していたという経緯を踏まえまして、移転開所後、センターの運営が安定するまでの当面の間、県の直営とする運営をしてきたところでございます。開所から3年以上が経過いたしまして、利用状況ですとか、必要経費の見通しが立ったということで、今回指定管理制度を令和8年度から再開しようとするものでございます。

○齊藤信委員 利用実績は2万7,000人から2万8,000人ということですね。これは、想定から見てどうなのか。大体目標、計画どおりの活用だったのかどうか。あと、3年やられているわけですから、この間の取り組んできた課題は何なのか、そのことを示してください。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 野外活動センターの移転改修に伴う目標利用見込みでございますが、当初は年間9万2,000人程度を推計しておりましたが、今回移転改修した関係で立地条件等も、前は大きい海水浴場の近くにあったということや、市街地にも近いということで利便性が高かったということもありましたが、今回は山の上に上がったという部分もございまして、残念ながらこの事業目標よりは少ない利用者数となっております。ということで、やはり引き続き利用者数をふやしていくということが当面の課題と考えておりますので、今回指定管理者を導入することによって、新たな民間のノウハウを活用したというところで利用者増につながっていけばというように考えております。

○齊藤信委員 指定管理にすれば利用が拡大されると、単純な話では全くないと私は思います。3年間やってきたのなら、そこでの課題をよく分析して、その課題を解決するためには何が必要なのか。施設の管理というのは、それはあくまでも一つの手法であって、果たして指定管理にしたらそういう問題が解決されるかというと、そんな単純な話ではないのではないか。特に指定管理の場合には、職員の待遇の問題があります。全体として指定管理というのは賃金水準が低い。そして、指定期間は最大5年程度ですよね。だから、雇用の継続性という点でも、なかなかこれは困難な問題が——実際に県の指定管理は議会の議決事項であって、私は絶えずそのことを取り上げているのだけれども、今まで研修はス

ポーツ振興事業団に委託してきたということになれば、最有力候補はスポーツ振興事業団ということになるのでしょうか、賃金水準をどういうように考えているのか。

あとは、確かに少し中心部から離れたところにありますけれども、施設、設備、その他は大変すばらしいものだというように見てきて感じておりますから、取り組みによっては活用をふやす可能性は十分あると思います。そういう点をよく分析してやらないと、ただ指定管理に移行すれば今までより利用が拡大するというのはあまりにも安易なものではないか。そういう点をよく分析してしっかりやってほしいと思うのですけれども、改めていかがですか。

○藤井生涯学習文化財課総括課長 今後指定管理を導入するに当たっての賃金水準ということでございます。指定管理に当たっての職員体制及び賃金の水準等につきましては、今後策定する指定管理料を含めた指定管理者募集要項のほうで詳しく整理させていただきたいというように考えております。今回の運営が適切に運営されるように、質が低下しないような形の指定管理料となるように、当然今後検討していくかと考えております。

それで、先ほど来申し上げているとおり、やはりこの利用者数、せっかく新しく開所したすばらしい施設でございますので、ぜひ利用が積極的に促進されるように進めるべきだと思っております。

指定管理だけをもって、なかなかすぐに利用者数がふえるということはないかもしれませんけれども、民間の新たなノウハウ等いろいろなアイデアを活用しながら、県も一緒になって取り組んでいくことによって利用の促進という形につなげていきたいと考えております。

○斎藤信委員 念を押すために言うのですけれども、県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの指定管理に当たって、今まで公益財団法人岩手県文化振興事業団などが携わってきた。文化振興事業団にはそういう専門家もいました。しかし、文化振興事業団はこの指定管理に申請もしていなかったのです。採算が取れないからです。私は本当に驚いた。今までやってきたところでノウハウもある県内の文化振興に携わる重要な団体が、平泉世界遺産ガイダンスセンターの指定管理に当たって申請もしない、申請ができない。こういうことを絶対繰り返してはならない。最後に教育長に聞きますけれども、これは痛切な教訓ですよ。汚点と言ってもいいぐらい。本当にそういうことを繰り返してはだめなので、大事な施設だからこそしっかりした管理運営の体制条件というのをやはり備えて進めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○佐藤教育長 斎藤信委員から、平泉世界遺産ガイダンスセンターのように、従前指定管理者になっていた文化振興事業団が申請しないというような形はいけないというお話をいただきました。現在たしかスポーツ振興事業団に研修部分を委託しているわけですが、令和6年11月にサウンディング型市場調査をやりまして、研修部分と、それから施設管理部分と一緒にやれるようなところも含めてこれを可能かというのは、やはり新しくて立派な施設ですので、やれるというような民間事業者が出てくるかもということで、もち

ろんそこはスポーツ振興事業団にも頑張っていただくということはありますが、そういう競争の中で指定管理を目指していくことになろうかというように考えております。

全国の状況を見ましても、やはりこういうスポーツ施設と野外活動を普及、奨励ということで頑張っていただいている民間事業者もありますので、そういうところと県のスポーツ振興事業団が競争しながら、この指定管理を目指していただくという方向になろうかと思います。

○齊藤信委員 平泉世界遺産ガイダンスセンターの教訓というのは何かというと、あの指定管理料ではできないということなのです。だから、県外でノウハウがある、持っている方が、そういう団体があるかもしれない。それを低い指定管理料でもやるという話になつたら、これはとんでもない話なのです。私が言っているのは、そこなのです。だから、県内の団体もレベルアップしてもらわなくてはならないけれども、ノウハウのあるそういう団体が申請もできなかつたということを本当に繰り返してはならないというよう言つたわけだから、そのことはそのことでしっかり受け止めてやっていただきたい。答弁は求めません。終わります。

○高橋こうすけ副委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高橋こうすけ副委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高橋こうすけ副委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高橋こうすけ副委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもつて教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第35号盛岡一高バレーボール部に関わる調査検証委員会設置についての請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明はありませんが、昨年10月8日の当委員会における配付資料を参考までにお配りしております。

それでは、質疑、意見交換に移ります。本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○齊藤信委員 最初に、皆さんに資料を配付していただきたい。その資料は、県立盛岡第一高等学校事件の高等裁判所の段階で被害者の2年後輩のバレー部員が陳述書を出しました。その陳述書の中には、どのような顧問教師による暴力、暴言が行われていたか、私は今までの資料の中で一番詳しい、決定的な証拠だと思うので、その陳述書の資料をお配りできるように委員長にお諮りいただきたい。

○高橋こうすけ副委員長 ただいま斎藤信委員から申し出のありました資料につきまして、委員の皆様へ配付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 御異議なしと認めます。

それでは、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○斎藤信委員 今お配りして、初めて見るということでしょうから、概略を簡単に見ながら説明をしたいと思います。

実はこの陳述書は、2018年6月に裁判所に提出されたものが県教委に届いた。この6月というのを覚えていただきたいのですけれども、実は翌月、7月3日にあの自死事件が発生しています。ですから、自死事件が発生する直前に、この陳述書は出されたというものです。ここでは、被害者の2年後輩のバレーボール部員なのですけれども、部活動のときにはこういうものだと思っていたけれども、卒業して大学で教育学を勉強して、改めて暴力を振るうことは教師としてはやってはならないことだったと思うようになって陳述をした、こういう中身であります。

それで、1枚目の最後の2行目でこう書いています。私たちの学年でもバレーボール部員はY先生から暴力を受けましたので、そのような点を含めて正直にお話したいと思います、と。

そして、2ページ目の3というところです。3、これは被害者の学年にどういう暴力があったか。この4行目、青森県での合宿に行きました。練習試合の試合内容が思わしくなかったところ、円陣を組んだ際、Y先生はAさんという3年生の顔を何発もびんたしました。私は、中学校と高校を通じて部活動中に先生から暴力を受けるのを見たことは初めてだったので、すごく衝撃を受けたのを覚えています。それ以来、Y先生がバレーボール部員に暴力を振るうところを何度も目撃し、私自身も受けました。

大きな4番目ですけれども、これは3年生が引退した後の暴力の状況です。冒頭に、F高バレーボール部入部以来、合宿中F高校体育館での部活の際、バレーボール部員がY先生から言葉で強く叱責されるのはもちろん、頬を平手打ちされるとか髪を引っ張られて壁にたたきつけられるといった多数の先生の暴力を目撃しました、ということで、暴力の種類について書いています。

(ア)、髪をつかまれて、壁に激突させられる。これは、陳述した同級生が、顧問の先生から髪をつかまれた上で体ごと壁に投げつけられて、壁に激突させられるという暴行を受けていました。

次のページ、(イ)で平手打ち。5行目ぐらいなのですけれども、Y先生が後輩を引っ張って壁際に投げつけるようにして立たせ、その後30分ぐらい繰り返し、繰り返しどなりながら平手打ちをしていました。30分ぐらいの間、F高校体育館——これは盛岡第一高校の体育館ですが、Y先生のどなり声とパチン、パチンという音が響き、時々ちらりと見ると

ワッペンのことなどなられながら平手打ちを受けていました。

(ウ) のところはボールが投げつけられる、(エ) は鍵を投げつけられる、そういう内容です。

ですから、被害者が3年生のとき、この陳述した高校生は1年生ですけれども、被害者の3年生にもそういう暴力があった。後輩の自分たちの時代もこういう暴力、暴言が行われていたということが大変リアルに詳しく証言をされています。

それで、私はこれだけリアルな——これは実は被害者が最初に盛岡一高の校長等に訴えた中身そのものなのです。今陳述書で明らかになったものは、被害者が最初に盛岡一高に訴えたものだったのです。私は、ここまで顧問の暴力、暴言、叱責というのが明らかになった段階で直ちに手を打てば、県立不来方高等学校のあの自死事件はなかった。しかし、この陳述書、顧問教師の深刻な暴力、暴言、これに残念ながら高校も県教委も向き合おうとしなかった、対応しなかった。私はここに盛岡一高事件の一番深刻な問題があったと思います。

まず、この陳述書について、これだけリアルな暴力、暴言、被害者が訴えていた中身が赤裸々に明らかになった段階で、これをどう受け止めたのか、なぜ対応しなかったのか、それはどう検証されたのか示してください。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 陳述書についての受け止めでございます。こちらにつきましては、斎藤信委員からお話しいただきましたとおり、平成30年6月に仙台高等裁判所に提出があったものでございます。こちらにつきまして、県教育委員会としましては、受領後すぐに元顧問教諭に対する聞き取りを行ったところでございますが、当該教諭は陳述書に記載された行為について記憶が定かではないというような証言をしたところでございまして、陳述書の内容が事実であるか判断できなかったところでございます。

また、こちらの陳述書につきまして、代理人弁護士と協議をして、陳述書を作成した元部員と原告の被害生徒におきましては活動の期間が重なっておらず、当該陳述書については被害生徒への暴行の事実を直接裏づけるものではないということで判断したところでございます。

一方、当時の対応を再発防止「岩手モデル」策定の過程での、検証の過程で顧みますと、県教育委員会は陳述書について、あくまで訴訟上の資料として取り扱ってしまったところがございます。また、陳述書の内容が事実か確定していないという認識の下、訴訟上の対応のみを進め、陳述書の内容を踏まえた適切な人事管理を行うという意識が希薄だったと言わざるを得なかったというところでございまして、結果としてバレーボール部の顧問を継続させることにつながり、その後の重大事案の発生を防げなかつたと認識しているところでございます。

こちらにつきましては、昨年度の5月末に策定いたしました再発防止「岩手モデル」の中でもそういった経緯について記載、明記させていただきまして、今お話しさせていただいたような反省点を踏まえて適切な対応、学校と県教育委員会の情報共有、あるいは管理

職同士の共有、そういった情報共有をしっかりとすることで再発防止に取り組んでいくこととしているところでございます。

○斎藤信委員 私は、これは第三者委員会でもどういうようにこのことが指摘されているかというと、一審の段階でも二審の段階でも、深刻な暴力、暴言というのは明らかになっているのです。そのことについて、人事異動のときも、そして異動した不來方高校に対しても、県教委は何にも知らせなかった。このことは、厳しく第三者委員会の報告書で指摘をされております。

そういう意味で、私はこの岩手モデルの中で看過できない問題——前にも指摘したのですけれども、岩手モデルの5ページの中に、実はこの盛岡一高事件の経過について、学校は被害生徒及び同級生部員4名から聴取を行った。被害生徒からは顧問教諭による長時間にわたる叱責、罵倒、暴力等の証言があったが、被害生徒以外の4名の元部員の証言内容は体罰はなかったというものであった。実は、この4名の証言が、県教委の裁判のときの調査によれば、2人は高校から問合せがあった記憶はないと言えているのです。○○○○さんの御両親も独自に同級生から聞き取りをして、裁判所にそういう証言内容も出していますけれども、2人は高校からそういう聞き取りを受けた記憶はない、体罰はあったと証言しているのです。

まとめられた岩手モデルです。あなた方の調査でさえ、根拠のない4名の高校生の証言で体罰はなかった、こんな記述ないですか。何でこうなったのですか。県教委は、ずっと盛岡一高の調査をうのみにしてきた。しかし、盛岡一高は調査していないのです。4名だけ調査したけれども、その4名のうち2人は、県教委の調査でも記憶がないと答えている。改めて私、県教委が調査した資料を頂きました。そんな根拠のないことを何で岩手モデルに書いたのですか。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 当時の学校における元部員の4名からの調査の関係でございますが、こちらは訴訟上の資料として、先ほど斎藤信委員からお話をありました県教育委員会が行った元部員3名からの調査の記憶、その中で学校の調査についての記憶が全くない、あるいは覚えがない、覚えていないということで、元部員の2名の方からお話をあったことについても、この県教育委員会で取りまとめた聴取記録に記載の上、裁判所に資料として提出しているところでございます。あわせて、当時盛岡一高といいますか、学校のほうで調査をした記録につきましても、裁判所に提出をしているところでございます。

そういう各資料の記載内容を踏まえまして、盛岡地方裁判所の判決文を引用する形でお話しいたしますが、本件高校の教諭らは、平成20年3月28日から同年4月4日にかけて、手分けをして生徒4名及び原告に対して電話で事情聴取を行ったと事実認定しているところでございます。

また、判決文の中で、こちらは仙台高等裁判所の判決文でございますが、高校が事情聴取を元部員4名にとどめ、それ以外の元部員からの事情聴取をしなかったことが不合理で

あるということはできず、この点において義務違反は認められないというところでの判決の記載もございます。

先ほどお話ししました盛岡地方裁判所の判決文の中の事実認定については、特段仙台高等裁判所における判決文の中で規定されていないものでございまして、そういう状況を踏まえた上で、改めて再発防止「岩手モデル」の策定委員会の中で関係者からの聞き取り等を行って、そういう各関係者、関係職員からの証言等を整理した結果においては、御指摘いただいた学校における元部員4名からの調査、聴取につきましては、事実として県教育委員会としては考えているということで整理しているところでございます。

○齊藤信委員 とんでもないことです。あなた方が調査した記録が裁判所に出されています。いいですか。このうち2名は聞かれたことを全く記憶がないと言っているのです。全く記憶がない。全然覚えていない。4名について、あなた方は改めて調査したのです。そうしたら、こういう結果になったのです。あなた方が一番わかっているのではないですか。ここでは体罰あったと答えています。あなた方の調査には、体罰あったと答えているのです。盛岡一高の4人の調査は、体罰なかったと、4名全員。しかし、その根拠が崩れています。調べたかもわからない。1人、2人は調査したかもしれない。そこまで私は否定しません。しかし、4名のうち2人は明確に否定している。体罰があったと答えている。あなた方はそんなわかり切ったことを何で岩手モデルに、4名がみんな体罰なかったと言ったと書かなければだめだったのか。自己矛盾ではないですか。

岩手モデル策定委員会は、7名の専門家がいました。だから、7名の専門家のうち、5名が連名で盛岡一高事件については第三者で徹底して調査、究明すべきだと教育長に求めたのです。しかし、教育長はまともに回答をずっとしないで、最後に、岩手モデルを策定した直後に、必要ないと断った。それに対して県議会の議長宛てに意見書が出されました。2人の委員からです。どういうことを言っているか。理由として、こう言っているのです。県教育委員会が幾度も事案の解明を尽くしてきた旨の説明を繰り返していますが、その手法は誠にずさんなものであり、とりわけ我々が策定委員会の中で何度も要望してきた外部の第三者による調査、検証については一切拒み続け、専ら県教委内部での当時の学校、県教委関係者の聞き取りのみに終始した点で不当であると。あなた方は、よく議会で専門家と協力しながらやってきましたと言っています。その専門家が、あなた方の調査はずさんだと、こう言っています。そこで行われた聞き取りの内容についても、我々外部委員に録音データが示されることなどは一切なく、県教委の裁量において要約されたものが示されたのみであったと。だから、外部委員に調査の原本、録音データが示されていないのです。あなた方が調査した概要しか示されていない。元バレーボル部員たちに対する再度の聞き取り調査の内容を明らかにすることを改めて求めますと。うち、聞き取り対象者である元部員2名が「一高による調査を受けた記憶は全くない」と証言していることが判明していますと。当時盛岡一高で何があったのかという事実関係には全く手が入っていないと。だから、岩手モデル策定委員会7名の専門家のうち、5名が第三者による検証委員会の設置を求め

た。私は、裁判の過程で深刻な暴力の実態が明らかになったこと、それに県教委は対応しなかったこと、それが直後の自死事件につながったと言ってもいい。

そして、その盛岡一高事件というのは、一審、二審では審査をされて、さまざまな体罰、暴言という事実が明らかになった。なぜ裁判になったかというと、盛岡一高が全く調査しなかったからです。ごまかしに4名の調査をやったと言った。しかし、わずか4名の調査さえ、2人の元部員は記憶にないと。聞かれたことはないと。この盛岡一高事件の闇を解明しなかつたら岩手モデルに魂が入らない。教育長、どう思いますか。

○佐藤教育長 先般の本会議での御質問に御答弁申し上げている次第であります、岩手モデル策定委員会、このモデルの策定は、そのための調査と併せて取り組んできております。調査に当たって7名の専門家に入っていただいたということで、事実関係を広く捉えて、こういったこともあったのではないか、こういったこともあったのではないかということを広く捉えて再発防止策を立てていこうということの中で、被害生徒の御家族から訴えのあった前校、平成21年11月から不来方高校自死事案が発生した平成30年7月までの期間、これは先ほど御紹介のありました第三者調査委員会の報告書、それから民事訴訟の判決、調査はしているというような先ほどのことでいう事実認定された事実、あるいは県教委が保有していた資料等を踏まえ、さらには当時の関係した職員33名からの聞き取り結果を基にこのモデルを策定したと。そのモデル策定の過程で、今齊藤信委員から御指摘があったようなところについて、数カ所、数点我々の整理したものと被害者の御家族が把握している事実とそごがあったと。その部分については、両論しっかり書きましょうということで整理いたしました。それらを踏まえて岩手モデルというのはできています。

そういうことで、我々とすれば各委員にも御回答申し上げたとおり、相当程度これら民事訴訟と、あるいはモデル策定の過程で事実関係は明らかにしてきた。それから、相違のある部分については両論併記したこと。それから、相当程度、記憶があやふやな方がいらっしゃるということから、再度の調査というのは必要ないのではないかということでのお答えを申し上げたということでございまして、我々はあるものでやっております。一部ヒアリングした結果、開示されていないという部分がありますが、それは岩手モデル策定委員会というよりも、県教育委員会として当該顧問の懲戒処分を検討するに当たってヒアリングした資料については、これは開示はできませんということでお出しはしていません。通常……長くなりました。失礼しました。

○齊藤信委員 これは、専門家がこういうことも指摘しているのです。事実関係に対する見解の相違を再発防止「岩手モデル」資料編に併記して整理した、としているけれども、盛岡一高事案の保護者は、策定委員会において県教委から示された事実関係に納得していないどころか、多くの虚偽説明がなされていることを証拠を提示しながら逐一指摘しているものであり、これは到底見解の相違などという類の問題ではないと。私もずっと策定委員会を傍聴してきました。家族の方々は根拠を示して、裁判資料も示して、独自の調査も示してやっているのに、それが見解の相違だというのです。そんなことないでしょう。先

ほど4名の調査の件も発言しました。4名の調査なんて根拠はなかったではないですか。県教委の調査でその根拠は崩れたではないですか。ところが、それが両論併記になっていきます。まだ。だから、徹底して調査したら明らかになるのです。

最後に言いますけれども、きのうの本会議で私、県職員の上司のパワハラによる自死事件を取り上げました。実は前の職場というのは、あなた方にかかる職場なのです。不來方高校事件は2018年7月3日。県職員の上司のパワハラによる自死事件は2020年です。いわば自死する職場の前の場所で同じようなパワハラがあった。事後の調査でパワハラと認定された。そのパワハラの中身は自死に追い込まれた職場でのパワハラとほとんど同じような中身でした。しかし、そのパワハラは当時全然問題にならなかった。人事異動の引き継ぎのときにも、そういうことは伝わっていなかった。だから、あの事件が起きたのです。あなた方、二度もこういう過ちを犯していいのか。私はやはり徹底してこういう問題は、自分たちだけでできないことははつきりしているのだから、第三者による検証委員会でもう本当に徹底して解明する、教訓を明らかにする、このことが大事だと思います。どのように受け止めていますか。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 まず最初に、斎藤信委員から県職員の自死事案に関係して、教育委員会にも関係あるのではないかという話がございましたが、その件に関しましては、御遺族から故人を特定されたくないという意向が示されており、今回故人名や勤務場所等について明らかにしない形で議案の説明あるいは記載が行われていると承知しておりますので、当該上司について、その県教育委員会での勤務経験があるかどうかといったところについてお答えすることは差し控えさせていただきます。

その上で、人事異動に関する引き継ぎの問題とかさまざまございました。盛岡一高から不來方高校にこの教諭が異動する過程において、人事異動に関する十分な引き継ぎが行われなかつたこと、あるいは県教育委員会——当然教職員課になりますが、教職員課においても前任校における校長からの報告をうのみにして、人事管理を要する職員としての意識が薄く、そういったことから異動先である不來方高校の校長に対して情報共有が適切なものとならなかつたということで、当時の対応が大変不適切であったということは岩手モデルの過程の中にも整理しているところでございます。そういうことの改善策として、令和6年に取りまとめた岩手モデルの中では、学校の管理職において所属教職員に不適切な指導があつた場合については記録を保管し、引き継ぐことであるとか、県教育委員会としても異動元、異動先、職員間で十分にその情報を共有し、特に不適切な指導だと、非違行為に該当するような疑いのある教職員については、関係部署に確実に引き継ぐなどの対応を行うということにしているところでございます。

○斎藤信委員 不來方高校事件、その前段である盛岡一高事件というのは、本当に徹底して究明されるべきです。13回に及ぶ岩手モデル策定委員会に、専門家として参加した方が、県教委の調査はずさんだと言っているのですから。そして、2年後のパワハラ事件、それも全然教訓は生かされなかつた。本当に第三者の徹底した調査を求めるべきだという

ことを述べて私の質疑を終わります。

○小西和子委員 また新たな実証がされました。まだ読み込んでおりませんので、やはり期間が必要かなというように思いますので、ぜひ継続審査にしていただきたいと思います。

その上でですけれども、この事案に係りましては、かなりの人数の、かかわった方々の処分があったということですけれども、その立場、それから人数等についてお聞きしたいと思います。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 今御質問いただきました処分に関係しまして……

○小西和子委員 少しだけ大きな声で。高齢者なので、耳が遠いので、よろしくお願いします。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 申し訳ございません。処分の数でございますが、当該顧問につきましては、御承知のとおり懲戒免職としたほか、学校の管理監督者や県教育委員会の担当者についても処分をしているところでございます。処分の人数につきましては、今すぐ、手元にございませんので、少しお時間をいただければと思います。

○小西和子委員 かなりの人数の方々が、この事案にかかわりまして処分を受けていると受け止めておりますし、社会的な制裁も受けております。現場を見ますと、T S U B A S A モデルに従って誓約書等を現場で書くといったようなことが行われていると聞いておりますけれども、具体的にはどのようなことをしているのか伺いたいと思います。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 岩手モデルに基づく取り組みでございます。故人の命日である7月3日を中心としまして、毎年7月上旬に再発防止への教職員等の意識を高めるため、全県立学校でT S U B A S A モデル研修というものを実施しているところでございます。

また、不適切な指導の根絶に向けまして、各県立学校において宣言をしまして、その内容についてホームページ等に掲載することとしているところでございます。

また、児童生徒の人権を尊重した指導を行うことについて、教職員等一人一人におきましても宣言しているところでございまして、今年度におきましては、年度当初の所属長との面談の際に提出いただいているところでございます。

また、管理職を対象とした研修ということで、こちらにつきましては県立学校だけではなく、市町村立学校の管理職の校長、副校長、そういったところを対象とした研修の中でケーススタディーやグループワークをすることによりまして岩手モデルについての理解を深めていただく、そういったところの取組をしているところでございます。そのほか部活動指導者研修でございますとか、援助希求に係る研修、そういったものを実施しているところでございます。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 お尋ねがありました教職員個人の宣言書の部分でございますけれども、考えといたしましては岩手モデルが作成されていることで、その理念と取組を個人として理解し、生徒の人権を尊重した指導を行うということ。あとは、学校においても宣言を行っているわけですので、その中で同僚とチームで生徒の成長を支えることということを理解した上で、そういった目標のほかに自分自身の目標というものを

考えて、校長との間で話し合いをしながら宣言をしているという形になります。

○小西和子委員 かなり綿密な取組が行われているということを確認いたしました。その当時の案件に関する課題意識とか、それから改善意識というのは、現場には十分に浸透しているというように答弁がありました。すごく大事なことがお話にありましたけれども、子供の人権ということが一番大事なわけですよね。子どもの権利条約に基づいて、こども基本法がつくられました。それをベースにしまして、やはり子供の人権を守る岩手の教育というものを進めていただきたい。そのことをお願いして私の質問を終わります。

○飯澤匡委員 きょうも新たに陳述書をいただきましたけれども、私はこの委員会で採択、不採択というのは決めるべきだというように思っています。そういう態度で臨んでいます。

それで、仮定の話で大変恐縮なのですけれども、県議会の意思がこの第三者委員会を通じて再調査しろということになった場合に、請願者との面談の中で、やはりこの事案については岩手モデルに大変な影響を受けているというような思いはお持ちのようでした。第三者委員会の、仮に議会の意思がそうなった場合に——採択となった場合に、その結果どうなるか、誰が主催して、どのような委員会がつくられるかというのは、まだ全然その形も見えていないのですけれども、問題は、ただ今斎藤信委員とのやり取りの中にあって、意思としてこの岩手モデルがどのような、揺るぎのないものだと、あなたたちは、県教委は考えてやるのかどうか。それは、結果見ないとわからないのだけれども、それだけの労力と、そして強い意志を持ってこのT S U B A S A モデルについてはつくったのだというような教示があって、そうなるものかどうか。これは本当に仮定の質問で申し訳ないけれども、今の時点での、そういう採択になったことも踏まえた上で想定しているということについて、素直な心境をお話をさせていただいて、私はそれも参考にさせていただきたいというように思います。

○佐藤教育長 岩手モデルにつきましては、我々3年以上の時間をかけて、相当なエネルギーを——教育委員会事務局の本庁の課長はほぼほぼ参加するというような中で、そしてまずは御遺族、翼さんの御両親、それから弟さんも出られることもありました。まずは御遺族の意思に応えられるようなものをしっかりとつくり、二度と自死事案を起こさないようにということで注力してやってまいりまして、令和6年5月に策定したという経緯があり、今真剣にこのモデルの推進に取り組んでいます。

県立学校で起こった事案ですが、県立学校はもちろんですが、市町村立の学校でもこういうことを起こしてはいかぬということで、新任の校長の研修、それは県立学校の校長もちろんそうですけれども、さまざまな取り組みはしていますし、ただ時間の経過とともに薄れていくことが懸念されるので、それについてはどんどん改善を図ったりという、モニタリングもするということで取り組んでいます。これはいずれ我々としてやり続けなければならないと思っています。

ただ一方で、被害者御家族から、我々もずっと委員会の場でもお話をいただきましたし、意見を交わしてきましたが、折り合うことができない部分があります。そういうことで請

願に至ったわけですが、請願の採択、不採択ということについては、本当にその結果につきましては真摯に受け止める必要があろうというように私は考えております。

○関根敏伸委員 一般質問でも取り上げさせていただいたわけでございます。ここにそろっている委員も、重い請願だという思いで継続しながら、いろいろこの重大事案について、自らそれぞれの立場で調査してきたものというように思っております。

客観的に答弁いただきたいのですが、きょう斎藤信委員から陳述書が出されました。我々は初めて目にするものであります、ただこれあくまで盛岡地方裁判所と仙台高等裁判所の2回に及ぶ民事訴訟の中で、仙台高等裁判所の判決が下る前に仙台高等裁判所に提出をされたもの、そしてそれを基に仙台高等裁判所は判断を下されたものというように私は認識しているのですが、ここについてまず御答弁をお願いいたします。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 今関根敏伸委員から御質問いただいたとおり、仙台高等裁判所の判決が出る前に出された陳述書でございます。この陳述書を受けた後に仙台高等裁判所で判決が出されたものでございます。

○関根敏伸委員 そういう意味では、あくまでこの陳述書の中身をしっかりと裁判官等はお読みになって、解釈された上での御判断が下されたものというように私は思います。

本当に広範なことが含まれている事案だと思うのですが、委員として採択するかどうかということを考えた上で、請願は盛岡一高事案に対して公正で厳正な判断を求めるために新たな調査検証委員会をつくってくださいと、こういう請願の趣旨なのですが、最も公平で厳肅、厳正な判断を下せる立場にあるのは、2回、盛岡地方裁判所と仙台高等裁判所でそれぞれの裁判官が証拠に基づいて下されたもの、一番重いものがあるのではないかなど私は考えているのです。その上で改めて盛岡地方裁判所と仙台高等裁判所において、担当顧問教諭と県の対応と盛岡一高の調査の在り方、それぞれに対して判断が下されているわけでございますが、どのような判断、判決が下されたのか、改めて客観的にお示しいただきたいと思います。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 ただいま御質問いただきました盛岡地方裁判所、仙台高等裁判所における各判決の中身、回答についてでございます。一審と二審で争われまして、仙台高等裁判所の判決が確定しておりますので、仙台高等裁判所の判断を主に説明させていただきます。

練習または試合における顧問教諭の指導の部分でございます。その頻度は明らかではないが、少なくとも練習または試合において被害生徒の頬を平手打ちした事実は認められる。「でくのぼう。おまえは駄馬だ。駄馬がサラブレッドに勝てるわけねえんだ」とどなりつける等の言動は、被害生徒を含むバレーボール部員の人格を否定し、これをおとしめるものであるから、教員としての裁量を超えた違法な行為である。

教官室における指導につきまして、「おまえのような人間が大人になると社会をだめにする」との発言は、被害生徒の人格を否定し、これをおとしめるもの、指導としての域を超えるものであり、右手に持っていた鍵を壁に投げつけ、机を拳で何度もたたく行為は感情

のままになされたものにほかならないから、指導とは程遠いもの。これらの言動は、教員としての裁量を逸脱した違法な行為である。顧問教諭から胸ぐらをつかまれる、髪の毛を引っ張られるなどの暴行を受けた事実は認められない。

顧問教諭の行為と被害生徒のP T S D罹患との因果関係につきましては、基準が想定するものとはかけ離れたものである。

そして、顧問教諭の行為と被害生徒の欠席、不登校との因果関係については、顧問教諭の違法行為と被害生徒の欠席、不登校との間に損害賠償責任を基礎づけるまでの相当因果関係を認めることはできない。

盛岡一高の調査報告義務につきましては、先ほども御説明させていただきましたが、高校が事情聴取を元部員4名にとどめ、それ以外の元部員からの事情聴取をしなかったことが不合理であるということはできず、この点において義務違反は認められない。校長がこれ以上の報告を行う意思はない旨を表明し、調査を継続しなかったことについて、違法ということはできない。

これに関連しまして、県に債務不履行があるとの被害生徒、御家族からの主張は採用することができない、そういう判決が出されたところでございます。

○**関根敏伸委員** 改めて担当教諭の指導の在り方については、しっかりとあるべきものではないということも客観的なさまざまな経緯の下で判断をされたと思いますが、それで求められていたP T S Dとの因果関係や不登校との因果関係等々については認められていない。それから、盛岡一高の調査、それに対する県教委の調査報告義務、こういったものについても認められていないというのが、私は最終的な公平で客観的な、厳正な仙台高等裁判所の判断かなというように思って受け止めております。

ただ、その判決自体に対してのいろいろな思いがあることが今の請願につながっていることは十分理解する上でありますけれども、やはり我々が考えるべきは、この事案を重く受け止めて、しっかりと過去を振り返ると同時に、23回、12回の調査委員会と策定委員会の下でつくられたT S U B A S Aモデルをいかに前に進めていくかという判断の中で今回の請願にどう向き合っていくのか、こういう判断をすることとかと、私自身はそのように考えて採決に向き合いたいというように考えております。

○**工藤大輔委員** 今のやり取り、またこれまでの委員会でのやり取り等をお聞きして、私も質問等もやってきた中で、先ほどの関根敏伸委員の裁判への質問と答弁、私も違法性はないのだというように思います。ただ、これは違法性がないだけであって、十分かどうかということについては、十分ではなかったのだという感じしております。

これまで私は、先ほど教育長が答弁されたように、やはり一定の調査が進められてきたということ、そしてかなり時間が経過したものということ、記憶も薄れてきているものも確かにあるのだということで、新たな事実関係についてはなかなか出にくいのではないかというような思いを持っていました。再度の調査、第三者委員会の設置というものについては、どちらかといえば必要がないのではないかというように思ってきました。その後

会派のほうでさまざま協議等を進めてきた結果を踏まえて、今回の採決に臨みたいと思います。これ以上継続審査しても、またより時間の経過を過ごすだけのこととなりますので、ここでは採決をしながら、次なる展開について進むべきは進み、とどまるべきという判断であればとどまりながら、いざれはT S U B A S Aモデルで実施する、これから二度とこういった事例が発生をしないということを、教育委員会はしっかりとそれを遂行するよう、そして未然に防ぐような体制、学校の調査をうのみにすることなく、しっかりと事実関係を把握できる体制、それを進めることを強く求めたいというように思い、意見させていただきますので、今回の請願についてはきょうの委員会での採決を望みたいと思います。

○齊藤信委員 私もきょう採決することは賛成なのですけれども、先ほどもお話したように、岩手モデル策定委員会にずっと参加した専門家が、県教委の調査はずさんだと、そう言っているわけです。そして、被害者が提起したことについて全然答えていない。結局は、資料編で両論併記です。そんなことないのですよ、事実は一つしかないのだから。

陳述書の中身もきょう示しましたので、調べれば私はしっかりとすることが出ると思います。実はこの岩手モデルは、盛岡一高事件についてこう言っているのです。管理職は、当該顧問教諭から聞き取りを行った。聞き取りの中で、当該顧問教諭は物すごいけんまくで怒ること、立ったまま至近距離でどなること等は認めた一方、生徒への暴力については否定した。一方、管理職は、被害生徒や他の部員たちからの聞き取りを行わなかった。ここに一番の問題があるのです。盛岡一高は、関係者の調査をやらなかつたのです。そして、アリバイ的に4名の調査はやつたけれども、4名のうち2人はそういう聞き取りはされていないというのです。だから、盛岡一高事件は闇なのです。恐らく盛岡一高で処分された人はいないのではないかでしょうか。

それと、一審判決、二審判決はそれぞれ損害賠償を求める判決になったのですけれども、例えばP T S Dの認定も専門医はP T S Dと認定しているのです。司法のレベルというものはまた違うのです。そして、今度の事案についても、私は裁判所が全て正確な事実を認定したということでもないと。あくまでも損害賠償にかかる、そういう認定の仕方をやっている。これが司法なのです。

そこで私は、この盛岡一高事件でこういうやり取りが被害者家族と学校にあったことを指摘したいと思います。安藤副校長という人が、やむを得ないことだと思う。一つのことに対する解釈の違い、思い違いということもある。記憶がうつろで、後でつくられた記憶ということもある。学校としての事実は、体罰はなかつたと考える。こういった対応をしているのです。被害生徒がこういう暴言、暴力を受けたということに対して、後でつくられた記憶があると。これは名誉棄損です。被害者家族は、名誉を回復されていないと言っているのです。だから、本当に盛岡一高がこの事件についてどういう対応をしたのか、しなかつたのか、そのことを検証することは、今後岩手モデルを本物にする上でも不可欠。ずさんな県教委の調査をそのままにしたら汚点を残しますよ。

県教委ができないのだったら第三者に任せて、徹底したこれ検証を行う。そのことが今

議会にかかっているわけだから。司法の判断が出ているのではないかというのは、それは部分的な判断なのです。県教委でさえ盛岡一高は調査しなかったと言っているわけだから、何でそういうことになったのか。その過程の中で被害者家族に対する名誉を傷つけるような対応をしているのです。そして、こうも言っているのです。校長は、絶えずこのことについては県教委と相談してやっていますと。本当かどうかわかりません。県教委と相談してやっていたとしたら、あなた方も同罪ということになる。そういうこともこの問題については解明されていないのです。

私はそういう意味で、専門家も、そしてこの間の経過からいっても解説されていない本当に闇がまだ残されているのかと。この請願は、採択して、徹底した検証をして生かすべきだ。残念ながら県教委は、2度にわたって重大な事件を見過ごした。このことも私は本当に考えなくてはならない問題だと思います。そのことを最後に述べておきます。

○高橋こうすけ副委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高橋こうすけ副委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 先ほど小西和子委員から御質問いただきましたこの事案に関する処分の状況でございます。

顧問につきましては免職と御説明いたしましたが、校長、副校长5名については戒告、県教育委員会事務局職員2名についても戒告という処分を行っているところでございます。

○高橋こうすけ副委員長 それでは、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方は、併せて発言願います。

[「今意見表明したから」と呼ぶ者あり。]

○高橋こうすけ副委員長 少々お待ちください。

[「採決するかしないかをまず決めたら」「継続という意見もあるわけだから」と呼ぶ者あり]

○高橋こうすけ副委員長 本請願について、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○高橋こうすけ副委員長 起立少数であります。よって、本請願は継続審査しないことに決定いたしました。

次に、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○高橋こうすけ副委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から、岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について発言を求められておりますので、これを許します。

○武藏教育企画室長 岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について御報告させていただきます。

令和7年4月15日の県議会閉会中の本常任委員会後の状況につきまして、お手元に配付しております資料に沿って御説明させていただきます。

資料1ページ、1の矢巾町との協議についてでございます。（1）ですが、矢巾町から県教育委員会に対し、4月23日付で通知がありました。その内容は、①、現在の状況等について、事業主体である岩手県が住民への説明が必要であること。②、共創プロジェクト検討委員会は3回開催。これは、令和3年12月から令和4年9月に実施したものですが、課題整理や今後についての再考が必要であり、双方の協議の場を設けていただきたいことというものでございました。これを受けまして、5月8日に矢巾町の担当課長に直接面会し、通知の趣旨を確認いたしましたが、矢巾町からはこれまでと同様の主張を受けたところでございます。

（2）ですが、県教育委員会から矢巾町に対し、5月26日付で通知するとともに、同日に矢巾町の担当課長に直接面会の上、回答いたしました。その内容は、①、住民説明会は両者が共同で説明すべきものであること。また、これまでの経緯や現在の状況等から、現時点で実施することは難しいこと。②、町と協議を重ねた上で覚書を締結したことなどから、この経緯を踏まえ、設計委託料と請負業者への損害賠償金の清算について協議したいことでございます。

（3）でございますが、矢巾町から県教育委員会に対して5月29日付で通知がありました。その内容は、体育館整備については覚書によるのみで、詳細な内容等の協議がなく、当初の共創プロジェクトの内容が反映されていないものであり、損害賠償金の清算協議には一切応じることはできないことというものでございました。

次に、2の工事請負業者への損害賠償についてでございます。現在工事請負業者と工事に要した経費及び逸失利益に係る損害賠償について協議中でございます。

3の今後の対応についてでございます。（1）、体育館の整備が遅れることにつきましては、既存の施設、旧盛岡南高校を活用するなど、生徒の学びに支障が出ないよう対応してまいります。

（2）、工事請負業者への損害賠償につきましては、引き続き工事請負業者と協議を進めるとともに、その清算については矢巾町に協議を求めてまいります。

（3）、矢巾町民有志から矢巾町議会に5月29日に提出されました南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願につきまして、矢巾町において今後審議することから、その状況を注視してまいります。

2ページ以降につきましては、これまでの矢巾町との主な協議等の経緯について、参考として改めてお示ししております。以上で説明を終わります。

○高橋こうすけ副委員長 この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

[休憩]

[再開]

○高橋こうすけ副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま報告に対する質疑を含め、この際何かありませんか。

○小西和子委員 まず、一つ目ですけれども、給特法——公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を受けての対応についてお伺いいたします。ことし6月11日に国会において、給特法等の改正が行われました。時間外在校等時間を加味した教職員の待遇改善も含まれているようですが、だとするとならば教職調整額を一気に10%にするならまだ理解できますが、段階的に引き上げるという根拠は、どう考えても、誰が考へても矛盾したやり方である、そう言わざるを得ません。これで教員の魅力が発信できて、教員志望者をふやすことができると本気で文部科学省が考へているのでしょうか。教員の魅力向上につながるはずがないという声が現場から聞こえています。しかも、働き方改革は教育委員会、学校に丸投げであり、これで時短は進むのでしょうか。ジタハラ——時短ハラスメントが蔓延するだけではないかと危惧しています。しかし、改正法が成立してしまった以上、少しでも教職員の働き方を改善できなければ、日本の公教育は崩壊するところまで来ています。何とかしていかなければなりません。

ことし6月18日に文部科学省が教育委員会に改正給特法などについて通知を発出しました。県として、学校の働き方改革に向けた計画などを早急に作成していくものと思われますが、真に実効性のある計画作成を期待しています。

そこで伺います。岩手県として条例改正をすべきものと考えますが、改正された内容は教職調整額を含め多岐にわたります。今後のスケジュールをお示しください。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 細特法の改正を踏まえた今後の対応についてでございます。

まず、待遇改善に係る改正項目のうち、教職調整額につきましては、ただいま小西和子委員からもお話をありましたとおり、現行の給料月額の4%を段階的に10%まで引き上げることとされたところです。まずは令和8年1月1日に5%への引上げを行うこととされておりまますので、県といたしましては、これに間に合うよう関係機関と調整しながら、制度改正について適切に進めてまいります。

そのほかにも改正法の中では、新たに主務教諭の設置を可能にすることなど盛り込まれておりますが、こうした点につきましては、まだ詳細不明なところがございまして、今後発出される国の省令の内容等を踏まえ、また他県の状況も確認しながら検討を行ってまいります。

○小西和子委員 来年度から、もう実際に動き出すわけですので、しっかりとスケジュールを立てて進めていただきたいと思います。

また、働き方改革を止めることなく進めていくことは当然のことですけれども、国は教

育委員会に対して働き方改革のための計画の策定及び公表を義務づけています。

そこでお伺いします。岩手県の働き方改革プランはありますが、改めて抜本的な見直しをすべきと考えます。現場では役に立たないというまで辛辣に批判しておりますので、教職員の意欲が湧くような計画を示すべきと考えますが、その計画の構想などあれば、教育長に伺います。

○佐藤教育長 今般の給特法改正の中で、学校における働き方改革の一層の推進を図ることで、教育委員会に対しまして、教員の業務量の適切な管理、健康福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定、公表、これが義務づけられたところであります。本県では既に今御指摘ありました働き方改革プランに基づいて、教職員の健康を守ること、ウエルビーイングの確保ということに取り組んできておりまして、在校等時間の縮減等一定の成果があろうかと思います。

今後この計画の策定に関しましては、目標や措置の内容などに定められることとしておりまして、具体的に今度指針が示されると、その内容を踏まえる必要がありますので、まず現行プランでの成果、課題を踏まえつつ、働き方改革の実効性があるように進められるよう、その指針も踏まえながら、まずは検討してまいります。

○小西和子委員 在校等時間について、縮減が一定程度認められるということですが、それは県立学校のことであって、小中学校の在校等時間は調査していないということですで、小中学校は全く縮減されておりません。他県では、県が中心になって市町村教委と連携して計画の策定を行っていたというところもふえております。私が例として挙げたのは、福島県のことですけれども、文部科学省の通知には、都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導、助言することとあります。市町村教委では、計画自体も弱く、働き方改革がほとんど進んでおりません。学校に丸投げとなれば、働き方改革は進みません。具体的な業務削減案を県が市町村教委に示していくことが重要だと考えますが、県として具体的な業務削減案をどのように考えているのか伺います。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 先ほど教育長からも答弁申し上げました業務量管理・健康確保措置実施計画でありますけれども、都道府県教委だけではなくて、市町村教委にも策定、公表が義務づけられております。

県教委といたしましては、やはり県全体として学校の働き方改革を推進していく必要があるということで、先ほど申し上げました国が示す指針も踏まえまして、まずは市町村教育委員会の策定、実施が適切に行われるよう、研修会の開催や先進事例の周知なども含めて支援に努めてまいります。

また、働き方改革を推進していく中で、やはり業務の見直しとか、縮減というのは大変重要な視点であると考えております。これに関しましては、少し例示という形になりますけれども、県教育委員会といたしましては、毎年市町村教育委員会に対応を依頼しているさまざまな業務の中で、見直しや縮減が可能なものがいか意見照会を行っております。

市町村教委からの意見もさまざまですが、その中で現在は特に教員の研修に関する業務

の負担というのは重いという意見が多かったことなどを踏まえまして、内容が類似する、あるいは重複する研修を精選したり、一元化することができないかですか、集合形式にこだわらずにリモート開催へ移行できないかなど、学校現場の負担軽減に資する研修方法の見直しというのに着手しております。これは一例でありますけれども、いずれ県教育委員会として一定の方針を示し、それを踏まえて、市町村教委においても具体的な業務の見直しとか縮減が進められるよう、県全体における学校の働き方改革の推進に取り組んでまいります。

○小西和子委員 例えは現場で声が上がっているのは、まだ学校公開をやっているということです。もう一度確認しますけれども、県の学校公開はもうなくなりましたよね。ゼロになったということ。現場に言わせると、それだったら市町村のほうもなくしてくださいよと、欠員があろうが、病休者がいようが、何しようが、学校公開をやっているというようなことがあります。そういうことも具体的に指導していただければというように思います。具体的な削減案でなければ意味がありませんので、できるだけ早急に検討していただくよう求めます。

その際、何度もお願いしていますが、教員業務支援員、スクールサポートスタッフについては、令和5年12月に通知が発出されております。もう何度も見ていていると思うのですけれども、これはすごく重要だということを書いています。一番先に予算を確保することと書いています。それがまだ他県の10分の1しか予算を確保できないということは、岩手県は教育をやる気があるのかという感じです。岩手県だけがこんなに教育に向き合っていない、ここまでひどいというのは問題だと思います。

例えば子供を学校にやるときに何か先生から声をかけてもらえないとか、誰々のどこどこの学級では担任がまだ来ていませんよという中で、スクールサポートスタッフというのはすごく重要な働きをしてくれるのです。ありがたいと現場で言っています。ほかの県の10分の1なんていったらどうなるのですか。何とか全校に配置して、教職員の働き方改革を進めてください。人口減少対策にもなることなのです、教育をよくするということは。

次に、勤務時間把握の問題点について伺います。給特法改正に係る国会質疑の中で、文部科学省は勤務実態調査を行わず、教育委員会が行っている勤務時間把握によって勤務状況を把握するとしています。しかし、県内の各学校によって行われている勤務実態調査を確認するとしておりますけれども、県内の各学校において行われている勤務時間把握に大きな課題があります。出勤時間と退勤時間を校務支援システムなどで把握することとなっていますが、休憩時間がどのくらい取得できると捉えているか伺います。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 現時点での把握というところに関しますと、システム等も使いまして、やはり時間外在校等時間を把握するというところに重きが置かれております。

休憩時間に関しては、現時点で県教育委員会として学校現場にその実態を把握する

等の調査を行っていない状況であります。データといたしましては、少し古いですけれども、国が、令和4年度に実施した全国の教員を対象にした勤務実態調査がございます。この結果によりますと、小学校の教諭につきましては、出勤から退勤までの中でのトータルで取った総休憩時間というのは平均で23分、そのうち所定の休憩時間、いわゆる昼休みとしての勤務時間となると平均で5分。中学校の教諭になりますと、出勤から退勤までの総休憩時間は平均で23分、そして昼休みとしての取得は平均で7分。高校教諭になりますと、出勤から退勤までの総休憩時間は平均36分で、昼休みとしての取得は24分という結果になっております。特に小中学校の教員について、厳しい状況があるというようには認識しております。

○小西和子委員 ほとんどの教職員が45分間の休憩時間を確保できていないし、確保するように管理職が計らっていることもないわけです。国会でも労働基準法違反に当たるという指摘がされました。これは、重大なコンプライアンス違反と言えますが、県教委の見解を伺います。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 休憩時間の確保につきましては、条例上も45分ないし1時間置かなければならぬとされておりましますし、昨年8月の中央教育審議会の答申においても、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるよう、担任外の教職員も含めて、例えば給食指導を輪番制にする等の取り組みが必要とされております。本県におきましても、改めて休憩時間を確保することにつきまして、例えばですが、市町村教育委員会の労働安全衛生担当者、あるいは校長等が出席する研修会などの場を活用し、周知徹底を図るなど、適切な休憩時間の確保に向けた意識を醸成し、取り組みが学校現場で展開されるよう努めてまいります。

○小西和子委員 私が現場にいたときも、給食は5分で食べました。その後で胃薬を飲みます。そして、丸つけをしたり、お便りに返事を書いたりします。子供たちに、よくかんで食べるのだよ、などと言っているのですけれども、大体の小中学校の教職員はそんな休憩——休憩ではないですね。そういう時間を過ごしているというのです。

学校現場からは、単に在校等時間を短くするために管理職が一斉打刻するという不正、学校に残れない分、持ち帰り残業がふえるのではないかという懸念といった声が聞こえてきます。実際に初めて教員になった人が、うちの学校では副校長先生が何時になると一斉に打刻するのですとかと言うから、はあとかと思ったのですけれども、これは大変なことだと思います。残れない分、つまり早く帰れと言われるわけです。持ち帰り仕事は、在校等時間には当たらないわけですので、そのようになるのではないかという心配の声が聞こえております。休憩時間の確保や正確な勤務時間把握について、県教委としての見解を伺います。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 まずもって勤務時間を適正に把握するということは、教職員の業務量の管理を行うに当たっての最大の基礎となるものであります。また、休憩時間を確保することは、教職員の心身の健康を保持し、児童生徒に質の高い教育を提

供するために欠かせないことと認識しております。そうした点で、今小西和子委員からお話をありましたとおり、管理職が実態に合わない勤務時間の打刻を行うなどといったことは許されないというように考えておりますし、休憩時間を確保する一方で、持ち帰りの業務処理がふえるといったことは本末転倒と考えておりますので、こうしたことが行われることのないよう周知徹底してまいります。

いずれ今回の給特法の中で義務づけられたこの計画の策定を契機に、改めてそうした点について意識を高めて、教職員の勤務時間の把握、休憩時間の確保に取り組んでまいります。

○小西和子委員 精神疾患による病休者の状況について伺います。精神疾患による病休、休職者がふえているということが現場から聞こえてきます。若い教職員に限らず、精神疾患によって休暇取得や休業を余儀なくされている状況が見られます。休暇取得や休業でなくとも、心療内科への通院している教職員もいます。そこでお伺いしますが、現在の病休者数と、そのうち精神疾患による病休者数をお示しください。また、公務に起因する精神疾患は公務災害であるという認識の下、管理職が正しく対応すべきと考えますけれども、精神疾患で休暇取得や休業となっている教職員のうち、公務災害として申請されている人数も併せて伺います。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 令和7年5月末の時点の数字でございますが、小中学校の教職員、県立学校の教職員、そして事務局の職員を合わせまして、まず14日以上の病気休暇を取得している者が62名、そして療養期間が6か月を超えて病気休職という形になっている者が51名、計113名となっております。内訳を申しますと、小学校が52名、中学校17名、県立学校が40名、事務局で4名となっております。この113名のうち、精神疾患を理由とするものは70名、割合で申しますと62%となっております。

また、公務災害のほうですけれども、現在精神疾患を理由として公務災害を申請している件数というのは1件となっております。

○小西和子委員 すごい人数ですね、113人。欠員の数もかなりの数いますけれども、この方たちが健康に働いていれば、教員が不足しているということもないわけで、採用されたときは健康体だったはずです。

それでは、各学校においては欠員状況にある学校だけではなく、多くの学校で業務過多と人員不足によって、一人一人の教職員への負担が大きくなっています。勤務時間も長くなり、心身ともに回復できないまま毎日の業務を行っている状況です。このままでは、精神疾患による病休者や、それに続く教職員がふえるばかりであります。精神疾患による状況や公務災害申請などについて、今後県教委はどのように対応していく考え方見解を伺います。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 精神疾患を理由として療養が必要とされている教職員の数というのは、やはり本県でも増加傾向にございます。また、精神疾患につきましては、復職までの期間が長期にわたるということ、そして再発しやすいということであり

ますので、メンタルヘルス対策の強化は何よりも重要と認識しております。県の場合でいうと1次、2次、3次という形で区分して、まずは予防すること、そして何か不調があればすぐに相談すること。残念ながら休職とかに至ってしまった場合には、しっかりフォローしながら、なるべく早く現場に戻っていただくというような形で取り組みを進めております。

具体的には教職員や管理職を対象としたメンタルヘルスセミナーの開催、保健師による心からだの巡回健康相談の実施、そして健康診断の際にストレスチェックを行い、気になる方については事後指導を行う。そして、長時間労働に対する産業医の面談と保健指導などの取り組みを行っております。

いずれ今回の給特法の改正の中で、教育委員会に対して計画の策定、公表が義務づけられたところであります。教職員がこの計画の策定を契機に、県教委もそうですし、市町村教委も含めて、教職員が心身ともに健康な状態で教育活動に従事できるよう、健康確保やメンタルヘルス、先ほどお話しになりました公務災害への対応も含めて対策をきめ細かく丁寧に行ってまいります。

○小西和子委員 ことし4月の半ばでしたけれども、30代半ばの職員が亡くなりました。つらい事例でありまして、結婚も予定されているということだったのですけれども、体調不良でも、なかなか病院に行けなかつたりということもあります。毎回文教委員会のたびに、現職死亡があります、現職死亡がありますなんて言っていますけれども——、家族がいて、そして教えてもらっていた子供たちがいるのです。そういう仕事に就きたいと思うのでしょうか。前に話をした中学校の教員のときも、制服を着た生徒たちが弔間に訪れておりましたけれども、命をなくすような仕事に就きたいと思うのでしょうか。思わないと思います。

今現在欠員があります。欠員をゼロにすること。正規職員だけではなくて、時短の方も含めたら、かなりの人数の欠員がいると思います。その人数をちゃんとサポートする、手当てすること、それから業務を削減していくことをぜひやっていただきたいです。

それから、学校でも健康についてチェックするというようなことをやっておりますけれども、やはり学校現場にもパワハラ管理職がおります。それは岩手県教職員組合のほうで管理職調査ということをやっていますので、大体わかっていますが、教育委員会や事務所では、その結果教えてねと言って、こういうことをされたとか、こんなひどい働き方されているというようなことは現場では共有しております。

子供たちが将来先生になりたいなとか、中高校生が、絶対教員採用試験を受けるぞなんて思うような、そういう学校現場に変えていっていただきたいと思います。先ほども言いましたが、子供の人権を守るような教育をやっていく。それから不登校を減らすためにも教職員がゆとりを持って——あの子ちょっと何かきょうは笑顔が少ないなとかと、見ればわかるのです。そういうゆとりを持って接することのできるような、そのくらいの業務削減をしていくというようなことをお願いします。

学校現場では、今回の改正給特法については、何も役に立たないと思っております。ですけれども、先ほど話をしたようなことを一つ一つ積み重ねていけば、必ずや岩手県の教育は前に向かって進んでいくというように私は信じておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○工藤大輔委員 まず最初に、県立盛岡第一高等学校に設置する医系コースの件をお伺いしたいと思います。

新聞報道で知りましたが、盛岡一高への医系コースの導入の目的、それとこれまで盛岡一高では医学部志望者向けの取り組みを進めてきましたが、体制導入ということで、先生方の配置がより多くできるかとか、実際これまで医療関係者からの講演を聞くというのは独自でもやるようなことがあったのですが、どのような内容が拡充されていくのか、先にお伺いいたします。

○西川高校改革課長 県教育委員会では、これまで本県の地域医療を担う医師の確保に向け、いわて進学支援ネットワーク事業や岩手メディカルプログラムといった事業予算であったり、課外活動でこれまで医学部進学者の裾野拡大に取り組んできており、盛岡一高においても、これらの事業に参加してきたところでございます。

盛岡一高独自の取り組みとして、卒業生の協力を得ながら病院見学をしたり、現役の医師、医学部等の教授、医療関係者からの講話を聞いたりするなどの教育活動も実施してきたところでございます。

今回の教育内容の拡充ですけれども、進学型単位制導入による教員加配によって、難関大学等への進学を目指す生徒に向けた教育の一層の充実を図ることとしており、3年次に開校される学校設定科目では、医学特論として医学部受験に即した学習指導、面接、小論文の指導等を行う。また、サイエンティフィックイングリッシュでは医学部受験に頻繁に出される医療、科学分野の英語読解や英作文の指導等を行うこととしており、今回教育課程として位置づけて、医学部進学に必要な学力向上や意識醸成を図ることとしております。

○工藤大輔委員 医系コースが設置されることにより、医師を目指す方が盛岡一高に進学したいという思いは高まるのだというように思います。今各県の医大への合格実績等を見ると、他県は国公立の医学部があるので、やはり国公立大学向けの勉強をしっかりとしながら、それぞれ自県にある大学に進学するということが多いのですが、岩手県の場合は岩手医科大学が私立ということもあり、より効果を高めるために国公立向けの勉強をやっていくのか、あるいは岩手医科大学にもより多く入ってもらうような仕組みでの構成にしていかないと、他県に行ってしまえば、また帰ってこられるかどうかわからないということにもなってきますので、この両にらみについて、医系コースのカリキュラムの中でどのように進めながら、岩手医大も含めて進学実績を残そうとしているのか、目標等もあればお示しください。

○亀山高校教育課長 医学部を目指す生徒にとりまして、私立校に行く生徒が本県は多いというのもそのとおりだと思いますが、やはり教科を絞らずに、満遍なく総合的な学力を

身につけるということが、実際医師になってからの人間性の面でありますとか、そういう面でも大切だと思いますので、そういう意味で文系科目、理系科目問わず幅広く学んでいくことが大切だと考えております。

○工藤大輔委員 先生方ですから、御承知のとおり、国公立大学の医学部を目指す勉強と、私立大学を目指すのではなく内容も違ったりする。言われたように基礎がすごく大事なので、その基礎をしっかりと身につけた上でどうするかの話なのです。そこは、亀山高校教育課長が言わされたとおりだというよりも思います、やはり岩手医大にもしっかりと入ってもらうような実績もつくっていかないと、岩手県に残ってもらうだとか、より多くの成果を、医師を養成するということからすると、私はもう少し考えながら戦略的にやっていかなければ、ただ人数がふえればいいのだという話ではないのだというように思います。それに対しての見解をお伺いしたいと思います。

それと、今回盛岡一高が先にやっているわけですけれども、盛岡一高以外の他の県立高校にも同様の医系コースの設置というものを検討されているのかどうか、なぜ盛岡一高だけが先行しているのかをお伺いします。

○西川高校改革課長 ことし4月に策定しました県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～におきましては、県政課題等に対応した人材の育成に向け、理系分野等専門職を目指すコースなど、学力向上や特色あるコースの設置に取り組むこととしております。また、生徒の多様な進路希望や学習ニーズに対応した指導体制の一層の充実に向けて、進学指導に重点を置いた全日制普通高校へ単位制導入についても取り組むこととしております。

医系進学コースの設置につきましては、カリキュラムの検討や教員配置など学校内の指導体制、また地域のニーズや学校運営協議会など関係者との取り組みの共有などが必要であり、今回盛岡第一高等学校への設置を通じて指導体制の在り方を整理した上で、盛岡第一高等学校以外の設置校やその設置時期、さらには単位制の導入も含めて検討を進めてまいります。

○工藤大輔委員 地域の医師の偏在というところの今の医療の現状、医師の配置状況を考えると、やはり地域出身の医師を養成していくということは何よりも重要なのだというように思います。そういう中からすると、より早く医師を目指すという志を持ってもらうこと、そしてそれに向かって努力をしてもらうということが何よりも重要かなと思うのです。その観点でいくと、やはり中高一貫教育を設置している学校ほど、中学校から高校への一体の流れの中で、より早い段階から意識づけがされ、目指し、実績を残せるのではないかと私は思うのです。県内でいくと、やはり県立一関第一高等学校は学力的にもそうですし、地域性からしても中高一貫というものの、そこを目指すコースを設置するメリットは私は十分にあるのかなというように思います。それと、やはりそのほかの内陸地域をどうするのか、あとは県北沿岸地域をどうするのかということも大きな課題ですが、そこに対する認識を改めてお伺いします。

○西川高校改革課長 工藤大輔委員からお話をありました一関一高につきましては、高校

のほうでは確かに1年次から医学部志望者に対して医学部講座だったり、見学実習をしているのですが、一関一高につきましても、必ず毎年ではないのですけれども、中学生に対して、卒業した医者に来ていただいて講話ををしていただいて、そういう中で一定数の医学部進学希望者が実際存在するところであります。

また、公表はしておりませんけれども、盛岡一高以外の普通高校につきましても、こち県北地域でも一定数の方が医学部へと進学しております。こちらにつきましても、校長先生が県立病院の医師にお願いして、高校に来ていただいて、動機づけをしていただいたといったところもあります。これまでも県では地域枠として医学部の奨学支援金とか、県と医療局と、それから市町村とでいろいろ手を尽くしてきたところなのですけれども、そういういたところも活用しながら、県立高校では実は国公立大学の医学部に行っているよりも、岩手医科大学に行っている生徒が多い状況もあります。そういういたところを見ながら、岩手医科大学のほうの進学を見据えつつ、国公立難関大学にも行けるようなところを1年次から動機づけした上で、しっかり学びの充実をさせていきたいと考えております。

○工藤大輔委員 そこで、岩手メディカルプログラムは非常に全県を網羅しながら、志望者に対してさまざまな経験だとか、あとは医療に対する思いを強めるにはすごく効果的な取り組みだというように思います。この内容も、盛岡一高に医系コースを設置するに当たっては、これも拡充をしていきながらやっていくことが必要だというように思いますし、やはり盛岡一高のように2年次までに大体3年間勉強を終えてしまい、最後の1年間をしっかりと目標に向かって、その大学に向かっての学びをやっていくというところと、県内のほかの学校は、地域の進学校となっているような高校は、同様ではないのですけれども、やはりそういう点に関しても、できれば岩手メディカルプログラム以上に、ぜひとも内容を拡充し、それ以外、特に周辺の高校に、家庭の事情で盛岡一高に入れない、自宅から通わなければならない、そういう生徒のための目標実現のために、ぜひ拡充していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○亀山高校教育課長 岩手メディカルプログラムは、主に2年生、3年生の生徒を対象に予備校講師による講座、医師や医学生による講演、課題研究などの内容で医師を目指す生徒の学力向上を図るとともに、医療分野についての見識を深め、進路意識の高揚を図るなど、医学部への進学を支援する取り組みを実施しております。

これまで参加した生徒からは、体験実習を行いたい、医療施設を見学したいというような希望がありました。こうした声を受けて、今年度は2年生向けプログラムにおいて、医師による講演の中で体験的に学ぶ時間を設けるなどの内容の改善を図る予定としております。今後も医学部進学希望者の裾野拡大に向けて、参加する生徒にとって、より魅力的で効果的なプログラム内容となるよう、生徒の意見も踏まえながら、改善を図ってまいります。

○工藤大輔委員 よろしくお願いしたいと思います。今回の盛岡一高への医系コース導入というものは、知事のマニフェストに示して、医系コースをやりたいということがあつた

ということにも起因するのかというよりも思いますが、1校やればいいのだという話では全くなくて、マニフェストだからこの期間中に何とか実績を残さなければならないというようなことでは本来なく、私は今回のこの医系コース設置というのは、やはり一つの方向だけに、やりやすいところに取りあえずやって、まずそこの動向を見ながら進めるというよりも、もう少し戦略的にやるべき内容ではないのかというように思っています。ただ、説明をいただいたこと、また中身については、期待できる中身だというようにも思っております。一方で、これが高校サイドでやりやすくなるか、ならないかというのは、予算をしっかりとその高校に出せるかどうかということだというように思います。

以前、文教委員会で福島県の取り組みを視察してまいりました。福島県では、四つの高校に医学コースを設置し、それぞれの高校の独自のやり方で医学部への養成、志望する生徒への学びを提供しているということなのですが、ただ残念ながら、予算はないのですということで、非常に苦しいながら、いろいろな方々への協力を求めながらされているということのようあります。今回の医系コースの導入に向け、予算的なことについてはどのような考え方を持っているのかお伺いします。

○西川高校改革課長 予算面の拡充というお話をしたけれども、そもそもこの進学支援ネットワーク事業、岩手メディカルプログラム事業は、私が総務部にいたときにできた事業でございます。いわて進学支援ネット、若干その前からありますけれども……

○工藤大輔委員 盛岡一高への単独で医系コースへの予算をしっかりと配置するのかどうかということをお願いします。

○西川高校改革課長（続） 浄みません、失礼しました。今回は教育課程の範囲内でやるので、予算は特に必要としてはございませんが、教室も大教室とか、必要なものは既にそろっているところなので、これから実際に動き出す中で盛岡一高にそういったところの予算の拡充が必要になるのかどうか確認した上で、必要なものについては来年度の当初予算編成に織り込みたいと思います。

○工藤大輔委員 それは、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、福島県では、医学とあとは保健医療、教員養成、福祉の四つのコース制を導入し、県内で活躍する人材の育成を行っておりますけれども、本県でもどうしても必要な人材が、教員においても年々倍率が下がっていったりしていますし、福祉職、看護師、薬剤師等もそうですが、必要人材を本当にまだまだ確保し、養成しなければならないと思っております。そのような福島県での取り組みについて、評価をどのように見ているのか、そして岩手県としてはどのような形でそういった人材の育成をさらに強力に進めていくかお伺いします。

○西川高校改革課長 今回の質問に当たり、福島県のところも調査分析しております。福島県の部分については、やはり予算面での対応がされていないというのが一番課題かと考えております。そういう中で、本県におきましては、県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～において、基本的な考え方として、これから社会を維持、発展させていく

持続可能な社会の創り手となる人材の育成、大学進学率の向上や専門的知識を持つ人材の育成ということを掲げておりまして、看護職、医療職のような専門職、それから ILC ——国際リニアコライダーのような科学系の分野につきましても、そういう人材を必要としておりますので、そういうところに予算面も含めて、ソフト面も含め、教育環境の構築に取り組んでまいりたいと考えます。

○工藤大輔委員 この件で、最後に確認したいのですが、盛岡一高への導入以降、例えどのぐらいの年数を見て、他の高校への導入を検討するのか、実施をしようとするのかどうか。その辺については多分1年だとか、あるいは例えば3年ぐらい見てから導入を検討するのか、どのようなスパンをイメージしているのかお伺いします。

○西川高校改革課長 今回盛岡一高の導入につきましては、3年から4年程度かかったのですけれども、恐らくそれよりは短い期間で済ませる必要があるかと思います。ですので、なるべく早いスパンでほかの高校に展開できるように考えていきたいと思います。

○工藤大輔委員 わかりました。福島県でも、あとは茨城県でも複数校です。4校とか、もっとそれ以上の高校で医学コースを導入しながら医師養成を進めています。この流れは多分全国的にも、私立が一番最初に導入をした高校になってスタートしていると思いますが、恐らくこういった取り組みはしていくのだというように思います。

以前から言っていますけれども、岩手県の中ではやはりこの盛岡一高だけが一強のような形で偏差値が高く、県内でも生徒が集まつてくるような状況。この広い県土を見たら、私はそれではよくないのだというように思います。盛岡一高に匹敵する高校を何校つくれるか、あるいは盛岡三高クラスの高校を県北、沿岸地域も含めて何校つくれるかということが岩手県の教育力を高めたり、生徒が望む進学先を実現できるかどうか、大きくかかわってくるかと思いますので、この辺も十分考えた上で、今後の高校の在り方も含めて考えていただきたいというように思います。

そして次に、県立南昌みらい高等学校の件です。盛岡地区統合新設校の体育馆の新築工事に係る進捗ということで、先ほど武蔵教育企画室長から、これまでの矢巾町とのやり取りの説明がありました。その中で、一番最初の①のところの住民への説明が必要ではないかということなのですが、私も確かに今この段階で県が単独で矢巾町の住民の方々に対して説明をするということは、県と矢巾町の考えが一致しない中で説明することで、余計混乱を与えることだというように思うので、ここはできるだけこの意思を——考えだとか説明できる環境を矢巾町が求めるのであれば、そこは一致させなければならないと思うのです。

そのためには何が必要かというと、時系列でどういった協議が行われ、どういう段階でこのことが設計、そして住民説明、入札が終わってこういうことになりましたということのすり合わせをしっかりとしないと、一向にお互いの言い分だとか、認識の違いが続くだけであって、ここはやるべきだと思いますが、この認識の一致をさせるところの段取りはこれまでされてきたのかどうか、今の現状をお伺いします。

○山崎学校施設課長 認識のすり合わせということでございますけれども、実際に矢巾町とこれまで令和3年から、いつ、どのような協議をしてきたのかというところについては、おおむね時期と内容については相互理解はできていると思っているのですけれども、その覚書以降、我々が認識していたものとまたちょっと違う考え方が矢巾町のほうから示されてきたというところで、それ以降のところについて、なぜその認識が変わってしまったのかというところについては、まだお互いの中で、というか県の中で理解に至っていないところでございまして、そこについては今後清算の協議のところもございますので、引き続き調整をしていく必要があると考えております。

○工藤大輔委員 清算の協議というのは、先ほどの説明からすると、一切応じられないということの中で、清算の協議をこれからどこまでするのかというと、私はなかなか難しいと思っているのです。ここは、やはり双方が冷静になって、時系列でどうだったのだということを確認をし合いながらお互いの認識を改めていかないと、共有していかないと、これは袋小路に入ったような形で、全くどうにもならない。お互いの言い分を言っているだけなのです。例えばテープが残っていたり、あとはその会議の何か書面等も多分残しているかというようにも思います。これはお互い残しているのかなというように思うのですけれども、そういったものをやはりすり合わせながら進めていくという双方の努力が必要ではないかというように思いますが、いかがですか。

○山崎学校施設課長 おっしゃるとおり、改めてこれまでの時系列の整理と、その時点で何が合意に至ったのかというところについて、双方で確認していく作業というのは必要になるのかと思っております。ただ、現在のところは、そこがなかなか一致を見いだせていない、双方のやり取りの中でお互いの言い分が出ているというような状況ですので、そこについては今後の清算の協議もありますので、そこに向けて調整を図ってまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 そこで、先ほど内容の（1）の②のところで、矢巾町のほうからは、今回の共創プロジェクト検討委員会について、これまで3回開催してきた。本内容の課題整理や今後についての再考が必要であり、双方の協議の場を設けていただきたいという要請があったということであると、やはりそういった中でも含めて確認し合うということが——、せっかく向こうからのそういう求め、何が課題なのかと、今後について再考の必要があるということであれば、そういった中で本来はすり合わせてほしいと思います。ぜひこれは求めていただきたいというように思いますし、矢巾町にもぜひそれは協力してもらい、進めていただきたいと思います。

そこで、この課題整理や今後についての再考が必要ということ、この中身というのは何だったのでしょうか。

○山崎学校施設課長 これにつきましては、前回の文教委員会の場で3月27日の矢巾町からの文書についての御説明をさせていただいたところなのですけれども、矢巾町のほうで課題だと言っている部分というのは、当初の設計、つまりハンドボールコート2面である

とか、観客席ができるというような当初の構想というのが現在においては損なわれているということ。それから、覚書は締結したのだけれども、その詳細についての協議が進んでいない状態の中で建設の工事が進められようとしていたところ、そこについての共創の理念というか、当初のところに立ち返ってまた改めて協議をしてほしいというような趣旨というように捉えておりますが、こちらとすれば、そこはずっと令和3年以降積み重ねて協議をしてきた内容でございまして、さらにそれに基づいて覚書を締結したという流れの中で、当初に立ち返っての協議というのはちょっと応じられないというようなことで考えているところでございます。

○工藤大輔委員 一つ一つ住民説明会をやってきましたよね、設計変更した場合。それは矢巾町も入っていました。一緒にやったというように思いますし、かかわってやったと思いますし、その都度協議をしながら、ハンドボールコート2面が1面になったとか、観客席がギャラリー方式になったということについても、予算的なものと設計上の問題等もあってそうなったということは、双方理解しながら進んだからこそ入札までいったのだろうというように思います。なので、先ほど冒頭で言ったお互いにどういった協議があったのか、合意がありながら進んできたのかということを確認すると本当にわかりやすいのだと思うのですけれども、やはりそれがないと話が一方通行なのです。なので、ぜひやってほしいといったのはそのことであります。

私も例えば令和6年10月8日、議会でこの件が出され、そして共創というのを初めて聞き、文教委員会でも相当もめました。その場では継続審査にし、10月24日に改めて再度常任委員会を開き、再度審査をし、翌日の10月25日に県議会として議案を議決しました。この間10月8日から10月24日の間、こうやってもめているということについて、たまたま矢巾町長ともお会いする機会があつたりして、その場面では、いや、ちょっとこういう件でもめているのですよと、もめでいて、再度継続審査になったと、そのとき伝えたところ、いや、何とかもめないようにまず何とか頼むと、これが通るように頼むというように私は話はされました。その後、10月24日のこの常任委員会での審議においては、いろいろもめましたよね。教育委員会の説明も決して十分ではなかったと私は思っております。ただ、やはり矢巾町も望み、そして新たな体育馆、これは早急に設置をしなければ、造らなければいけないという思いの中、県と矢巾町の双方の審議の上で、覚書がどうとかといつても、審議の上で合意したからここまで進んできたのであれば、これはやはり認めなければいけないということで賛成したところもあります。

それがこういった形で白紙になるということは、私はこれは信義違反だというようにも思いますし、入札前になぜそれをやらなかつたのか。問題を認識——ぶり返させるのではなくて、問題があるとすれば、なぜ入札前に立ち止まるようなことをお互いできなかつたのか、あるいは申し入れがなかつたのか、それについてはすごく疑問に思うところなのです。なので、やはりそういう意味からすると、今回の件、もう一度冷静になって、しっかりとこの中身を詰めてやっていかなければ、損害賠償の件も進まないというように思いま

す。

今回の損害賠償なのですけれども、相手方に対して協議すると言いますが、いつまでに支払わなければならないのか、あるいはそういった期日とかがまず確定されているのかどうか、あと金額についても決まっている額があればお示しください。

○山崎学校施設課長 業者との損害賠償の協議、支払いがいつまでかということですけれども、今の時点でもまだ調整中のところでございまして、いつ支払うというところはまだ決まっておりません。ただ、こちらで契約解除して、御迷惑をおかけしている案件ですので、できるだけ早期にお支払いできるようにということで協議を進めてまいりたいと考えております。

金額につきましても、調整中というところでございますので、この場での答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○工藤大輔委員 もう時間も 30 分経過すると思うので、これで最後にしたいと思いますが、いずれ旧県立盛岡南高等学校の体育館を使うということは、行き来で、もしバスを出すとか何か出すとすれば、これも新たに発生する金額であって、本来これが 2 対 1 なのか、あるいはこれも例えば全額矢巾町に求めるのかどうするのかということも含めて協議していかなければならぬ案件だというようにも思います。長引けば長引くほど生徒の学びに対して支障を来すということと、県立盛岡工業高等学校の移転の時期ということも限られて、時期的なものもあるかと思います。ぜひ早期に矢巾町と真摯な話し合いをしながら、解決に向け最大限の協力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。最後に教育長、お願ひします。

○佐藤教育長 今工藤大輔委員からさまざま御指摘を頂戴いたしました。資料の 1 番の共創プロジェクト検討委員会が 3 回開催されて、それに立ち返るような提案がなされているということですが、この意味は、基本的に、その後の経過はなしにして、最初の広い大きな体育館に立ち返りましょうという趣旨でございますので、我々とすれば基本的に協議をする中で設計を詰めて、今の形がある、そして住民説明をしてきたという経過、これについては両者資料を持っていますので、参考までに資料を時系列で並べておりますが、これについては相手方も、大きく県教委違うよ、とは言えないのではないかと私は……

[「言えるわけないよな」と呼ぶ者あり]

○佐藤教育長（続） 思っておりますので、そこは私たちとしては自信を持って進めているところかと思っています。

ただ、やはり業者に御迷惑をかけたという事実は、これはもう動かし難い部分でありますので、何かルールがあって、このときまでという期日があるわけではないですが、我々としても速やかに、御迷惑をかけている部分については賠償していきたいというように考えますが、やはり金額の部分もございますので、ここはすり合わせながらやっていく必要があろうということ。

それから、学びに支障のないようにということを工藤大輔委員から言われたとおりであ

ります。ここは盛岡工業高校の移転場所ということになっておりますですから、当初の体育館建設は令和8年4月1日ということで、この1年間は使うということは想定して、実際バスは出している——うちが出す予定でございました。これが長引くということになると、やはり掛かり増しの経費という話になってきますので、我々としては、現時点で方向性が、全く向いている方向が違うものですから、一緒に住民説明というのはなかなか難しいというところはありますが、とにかく着地点を探りながら取り組んでまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 それでは、私も今の矢巾町との協議について、既に重複しているところはなるべく避けて話をします。ことし5月29日の通知があった件も含めてですが、いずれこの設計打ち合わせは県教委、矢巾町、盛岡南高校、不来方高校、設計事務所と一緒にやっていて、そして設計図が出来上がって、我々はやはり子供たちのために、ちょっと疑念はあったけれども、まず丸めてといいますか、大きく理解をして予算を通した。これが私は全てであって、ゼロベースでの申し入れというのは、いわゆる一方的な契約破棄と同じだと私は思います。覚書というのは、契約書と同じなのです。これ裁判かけたら、絶対勝てますから。

一方、矢巾町の言い分は、いずれまた原点に戻って自分たちが望む施設を造ってほしいと。これはもう予算的、技術的には無理だというのはみんなわかっていた上でこれまで進んできたわけですから、これも応ずるわけにはいかないと。県議会としてもそこまで、私たちの思いを込めて通した予算について、これほどまで裏切られたという思いは私にはあります。したがって、今後協議を進めていく上で、今の時点では全く平行線だと思います。ですから、私はあえて新たな展開を教育委員会は進むべきだと。お互いが求めてきた共創というのは、もう既にこれは破綻しているというように私は思います。

今矢巾町の言っている主張は、私に言わせれば、もう駄々をこねているのと同じですよ。同じ自治体の中で、何とかなってくれないかと。だけれども、それはもう完全に強気な姿勢でやってきていますから、これは我々の議会としての議決も、もう全くそういう気持ちを踏みにじられたものだと、私はそのような思いをしています。

したがって、これから矢巾町で起きている請願の審査、これは私も注視したいと思いますが、この間矢巾町の周年記念で矢巾町議会の議長とお話しする機会がありました、控え室で。我々に言っていることと、議会に言っていることというのは、全然違うのですよ、中身が。これではいかんのですよね。ですから、真摯に協議してきた——協議というのは大事なことですから、お金がかかっている、税金がかかっていることは簡単にはひっくり返せないです、これは。責任があると思います、私は。

答弁といつてもなかなか出てこないし、私の思ひだけ、それはちゃんと伝えたいと、私個人的な意見です。私も民間でいろいろな契約もしていますし、一方でこんな契約破棄をしておいて、もう一回いいことやりましょうなんて、こんなこと絶対できないですから。何か感想があれば。

○佐藤教育長 新たな展開というお話も頂戴しましたが、我々として、矢巾町に清算しようということについては提示していますが、多分この回答のとおり、簡単には応じられないのだろうというように思います。

やはりこのようになった以上は、ある程度清算をしてからではないと、次の展開には進めない、一緒にやる場合に、というようにも思っていますので、ここはしっかりと主張していきたいというように思っています。

○飯澤匡委員 私の思いの丈は、意見は申し上げましたので、次の質問について伺います。

先般、県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～について、奥州会場に私もオブザーバーで出席しました。各委員からいろいろな意見が出て、やはり将来、高等教育に対する思いというのはそれぞれあるのだなということを感じ取りました。今後もこういう意見聴取やると思うのですが、やはり意見聴取をどのようにしていくかと。ただ聞くばかりでは、話はだめだと思うし、ただ全部が全部取り入れるわけにもいかないので、反映の仕方について、教育委員会としては基本的な方針というはあるわけだと思うのです。その点を示していただきたいと思います。

○西川高校改革課長 意見の反映の仕方ですけれども、第1回の地域検討会議では、高校の授業料無償化により特色のない公立高校は定員割れがますます進むおそれがあるのではないか、人口減少を考慮し、工業、商業高校を集約した上で、寮の整備等の通学支援により学習環境を確保するべきではないか、総合学科については、県としてその在り方を検討する時期に入っているのではないか、といったさまざまな御意見を頂戴いたしました。

今回長期ビジョンを土台として、今8月上旬の第3期県立高等学校再編計画の公表に向け検討を進めておりますけれども、一つ一つ丁寧に地域検討会議でさまざまな御意見をいただきましたので、それをしっかりと反映させられるものは反映させつつ、ちょっと難しいものについては見送った形で、それぞれ個別に慎重に検討してまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 そう言う以外にないとは思うのですけれども、確かに私もはっとするような意見ありました。というのは、授業料無償化で、やはり特色ある学校は私立に流れてしまうと。こういう真実というのは、まさに現実としてあるのだなという点も私は新たに理解したところでございます。ただ、学校関係者からこういう意見があったのです。今まで、工業製品のように一定程度のレベルの人材をつくる、そういう高等機関であったと。これからは、生徒の可能性に合わせた高校をつくっていくべきだと、とうとうと話されました。それは、かなり理想的な話ではあるけれども、私もまず経済活動していく上で、社会に出たら、では誰が助けてくれるのですかと。自分がしっかりとそこの中で自立して、不合理な部分も乗り越えていく、そういう力というのは、最終的には高等教育の中で予期し、そこで巡り合った中で自分を高めていく。全てが自分の理想どおりにはいかないということも、一定程度やはり経験的に、その可能性を全て達成できるというようなことにはなかなかならないのです。ですから、そこを見失ってしまうと、今後の人才培养の在り方というのはちょっと違うのではないかという思いを私はします。

社会に出れば、足を引っ張るやつもいたり、自分の意見と違うやつが出てきたりして、そこを乗り越えていかなければならない。これさっき言ったとおりですが、そこで困ったときに、やはり友達であったり、学友であったり、先生。高校のときは、あまりいい先生は、私はいなかつたけれども、数少ない中にはいましたから、救われた部分もあるのですけれども。ですから、そういう基本的な岩手県の人材というのは、まだまだいい生徒たちがいっぱいいるし、一定程度の忍耐もあり、新しいことにもチャレンジするという素養はまだまだ失ってはいないと思うのです。そこをどうやって伸ばしていくかというのは、私は岩手県の高等教育にも、逆にそういうところを求めていきたいというように思うのです。西川高校改革課長もその場にいたのですが、あなた自身はああ、そのとおりだなと思いましたか。どう思いましたか。

○西川高校改革課長 御意見をお伺いして、確かに社会に出て、壁が前に立ちはだかったときにどういった形でそれをクリアしていくかというのを教えていくのが教育ではないかというように痛切に感じたところでした。やはりそういった会社を経営されている方とか、身近に就職してくる生徒たちを見て、といった形で見ているのを肌で感じたところでございます。

○飯澤匡委員 先ほど言った御意見は、私の意見と全く相反するものではないです。ただ、捉え方によっては、ちょっと誤解を招く可能性もあった発言ではなかつたかというように思います。したがって、この場で指摘しておかないと、いろいろなことがあろうかと思うのですけれども、子供たちの、生徒たちの可能性を引き出すというような付言があればいいのだけれども、とにかく高校教育はこうでなければならないというようなことを一方的におっしゃっていましたので、これはちょっと危険だなと思って。経済現場にいる者としては、しっかり挨拶ができる人、そして周りの意見もちゃんと理解して、その上で自分の意見を言える人材であり、社会に対して貢献できるという、そういう公共心を持った人をやはり岩手県は求めていくべきだと思うし、その上で学業にもっと専念したい人であれば、もっともっと勉強してもらって、そしてまた地元で一生懸命汗かいて、働いて税金を払うということが、私は一番それが岩手県民として、そういう可能性としては、その道というのはこれから社会にとって非常に尊いものではないかなと思います。

この世の中、非常に複雑化して、なかなか学校にも行けない、職場でもちょっと壁に当たると休むというような状況が続くというのは、何らかの社会的な脆弱性というのが便利の裏側にできているものと思うのですが、それをやはり理解した上で強い人間、友達とよく話し合える人間というのも本当に目指していくべきだし、経済界はそういう人たちをより多く望んでいるということをぜひとも御理解をいただきたいというように思うわけです。

私は地元の中学校で、何周年記念とかのパネリストで、こういう理不尽さにおける学生生活の在り方というのを中学生に言ってしまったから、全く受けなくて、非常にがっかりしたことがあるのですけれども、でも実際問題、やはり壁にぶつかったときなのです。そこで自分が成長するのだという、そういう鍵がそこにあるので。

今回の盛岡一高の事案についても、私が一つ残念だったのは、これが校風なのか、どういう状況なのか理解できませんが、あれだけ暴力的なものが散見をされているならば、生徒たちでなぜ話し合わなかったのか。私が高校時代だったら、まず生徒たちだって、あれはやり過ぎだと。担当の指導教員に言いにくいのであれば、直接校長に嘆願するとか、もう少し上席に、思いを嘆願するということだと、私は絶対やったと、見過ごしてはいなかつたと思うのです。

非常にそこが、高等教育というのは、まず自主の、自治の中で進めるものということはあるわけです。生徒会というのは自主組織ですから、生徒会の中で訴えてもよかつた。そういう行動があったらもっとよかったです。自分たちで解決できる方策もあったのではないかと思います。

私も中学生のときに国士館出の体育教師に腹を蹴られて、父親に相談しました。そうしたら、そんなのは自分たちで解決しろという話だった。学校のことだから、まず自分たちやれと。でも、それはそれでいい教訓だったと思うし、周りの仲間たちとも話をして、先生、そういうことはやめてくださいというようなことを言った記憶もあります。ぜひとも学校教育というのは、やはり社会に向かうときの一つの準備段階として、次の大学教育というのはあるのだけれども、そういう面も含めて岩手県の教育というのは、どういった人材つくるか。やはり勤勉に働いて税金を納めるということは、私は非常に尊いことだと思うので、そうした社会の構成員としてあるべき岩手県の人材をつくっていただきたいというように思います。教育長、何か考え方があれば披瀝してください。

○佐藤教育長 ビジョンづくりの過程で、有識者検討会議を設置して、そして今飯澤匡委員からお話をあった、これは企業の社長ですけれども、県外に出ていった子供が、岩手県で高等学校まで教育受けて、首都圏でコミュニケーションギャップでやられて、すぐ戻ってくるような子が結構多いのだよというお話をされました。学力は大事ですが、飯澤匡委員から言われたのは、まさに我々がふだん言っている生きる力、これからまさに不確実な社会と言われていますけれども、そういう今までにない時代を超えていかなければならぬ人たちにとって、まさに生きていく力を身につけさせるのが高等学校の教育だと思います。そのために岩手県の高等学校がどうあるべきかということを真剣に我々が提示するものも、最初から正しくてということではなくて、やはり皆様から意見を伺ながら、最終的に案を取りまとめていくということに精力的に取り組んでいきたいと思います。

○斎藤信委員 それでは、私も最初に盛岡地区統合新設校の体育館新築工事に係る問題についてお聞きします。

きょう新たに、矢巾町との協議で4月23日付で矢巾町から2項目の通知があったと。5月8日に担当課長と直接面会の上、通知の趣旨を確認したと。これはどなたがどなたに会って、この通知の趣旨はどういうことだったのですか。

○山崎学校施設課長 まず、5月8日ですけれども、県教委から私、学校施設課長が矢巾

町を訪問しまして、先方は4月から矢巾町の教育委員会事務局の文化スポーツ課が所管課になっております。そちらの課長と面会させていただきました。その目的というか、趣旨につきましては、まず4月にお互いに担当が変わりましたので、顔合わせをするということ、あと通知の趣旨の確認ということで、特に確認したいと思った部分というのは、矢巾町からはある意味覚書と異なる内容の主張を3月に通知をいただいていて、それに対して同意できないという回答を4月14日に差し上げていた。その後にこの4月23日付の内容の②で双方協議の場を設けていただきたいというようなことが記載されておりましたので、そういったやり取りの上で、どういった内容の具体的な協議をしたいという趣旨なのかということを確認させていただきました。もしかしたら3月の通知以外の何かお考えがあるのかということも確認をして行つたところでしたけれども、従来からのお考えを表明されたというのが結果でございます。

○斎藤信委員 突然、県から住民への説明が必要ということの趣旨は何だったのですか。

○山崎学校施設課長 こちらについては、通知に記載のとおりでございまして、あくまでも実施主体は岩手県であるということで、岩手県が住民に対して説明をするべきだというようなことでございましたので、5月8日にお話しした際にも、そこはこれまで県と矢巾町と一緒にやってきたところですので、現時点では県がやるということは難しいというようなお話をしたところでございます。

○斎藤信委員 矢巾町の担当者は、最初は戦略プロジェクトの室長でした。そして、総務課に替わって、今回文化スポーツ課に替わってと。総務課に替わったときがあのゼロベースのときなのです。今度はもう僅か1年ですか、1年もたっていませんね、去年の10月31日だから。今度は文化スポーツ課になった。文化スポーツ課長は、この間の協議の——きょう経過が出ているのだけれども、この経過は御承知なのですか。

○山崎学校施設課長 お話をした範囲では、あまりこれまでの経緯、経過について十分に引き継ぎを受けたというわけではないというようなことで、過去の経過につきましては、あまり答えられないというようなことで、これからどうするかのところを担当していますというようなお話をでした。

○斎藤信委員 だからね、交渉にならないのですよ。2年半もかけて交渉、協議をして、教育長と矢巾町長が署名をして覚書を交わしたと。そして、工事契約をやって、工事が始まった途端にゼロベースでとなったのだから、我々は本当にびっくりしているのです。矢巾町が得意のちやぶ台返しかということで。だから、大体この間の経緯がわからなくて、交渉にならないと思うのです。だから、例えば4月23日付の②は、共創プロジェクト検討委員会3回開催されたと。その後の経過は、何も書いていないわけです。この共創プロジェクト検討委員会3回の段階は、確かにハンドボールコート2面なのです。ところが、その後日照権の問題とか、事業費がこのままだったら32億円になるということがあって、面積縮小したり、高さを下げたり、そして最終的には去年の4月18日に実施設計図面が確定して、今造ろうとしている体育館の内容が確定したということなのです。それを踏まえて

覚書は結ばれていると。

だから、この間の協議での当初の案というのは修正されてきたけれども、その協議を通じて最終的な、いわば実施設計図面というのが事業費と併せて確定された。それで、覚書が結ばれた。だから、先ほどもこの間の経過も大事だという意見もありましたけれども、この間の経過を踏まえた議論でないとかみ合わない。あっちが一方的にこの間の経過を無視しているから、この議論は進まないので。だから、その点で本当に異常な事態がまだ続いているというように思います。

それで、5月26日には、県が4月23日付の通知については、これは対応できないと回答した。損害賠償の清算についても協議したいと言ったら、損害賠償金の清算協議には一切応じることはできないと。覚書が——先ほど飯澤匡委員も言いましたけれども、契約と同じなのだと、そういう認識は確認しましたか。

○山崎学校施設課長 覚書の法的位置づけ、効力についてはどのようにお考えになりますかというのは、口頭でお尋ねしましたけれども、そこについてはちょっとコメントできないというようなことでございました。

○斎藤信委員 だから、協議の前提というか、常識というか、それが完全に欠けているということを率直に指摘したいと思います。県議会の常任委員会の議論では、そういうことも含めてけんけんごうごう議論して、覚書の重要性というのはやってきた。そして、負担割合の2対1というのも、使用時間に応じて負担割合というのは2対1になったのだと、そういう裏づけももって、それは覚書にも明記されているわけです。

だから、そういう意味で担当が3人目替わって、替わるたびに無責任になっていく。本當これ重大だと思います。大体この間の経過を承知しないで、今後のこと話し合いましょうなんて、何考えているのだと。行政というのは、ある意味県職員であろうが、町職員であろうが、法律に基づいて仕事をする。この間の経緯に基づいて仕事をする、それは本当に当然のことです。そのことを改めて。

実は去年の12月10日に矢巾町議会に説明があったということです。矢巾町の全員協議会。このときに、ほぼこの経過と同じような内容が矢巾町から示されました。そういう点では、全く知らないわけではないのです。この間の協議経過、覚書の締結まで、それ以降まで、12月10日までは、事実経過については基本的に県と町の認識は一致していた。ただ、口頭の説明で、経緯の表だけは出されましたけれども、それ以外は口頭の説明なので、本当にしっかりした文書がないのです。ほとんど町議会には説明されていない。だから、町議会の方々はわかっていないよ、全然。私これも異常なことだと思うのです。

それで、実は先ほど飯澤匡委員が言ったことで、私も同じ体験がありました。県議会の常任委員会で1回継続審議しました。その後、矢巾町長が私のところに来たのです。何とか進めてくれと。同じことです。だから、県議会でけんけんごうごう議論しているさなかは、町長もこのまま進めてくれと私も直訴されました。だから、その後心変わりしたということなのです、その後。だから、そういう点では、ここの経過の中にも負担割合は2対

1だというように町長は議会で答えていますから。このときもまとも。だから、覚書を締結して、工事着工した途端、ゼロベースでと、建設用地には立ち入るなど。これで工事中断したわけです。

あの建設用地というのは、不來方高校に隣接して、矢巾町から見れば遊休地で、お互い本当にいい場所だったのです。だから、そういう意味では、私はそういうことで進んできたことだと。

今さらハンドボールコート2面とか、観客席とか、何でこんなこと言うのかと。あの場所だったら絶対造れない話ですから、事業費考えたら造れない話ですから。最初はそういうことでスタートしたけれども、最大限ベストの、事業費だってある程度抑えて、それでもこれ県教委単独、矢巾町単独では造れないような立派なものです。太陽光発電もついて、エアコンもついて、さまざまな施設がついて、2対1で町民も使えると。私は、双方にとってこんなにいい整備計画はなかったのだと思うのです。私は、それだけに突然あの大心変わりしたのはなぜなのかというように思っております。

そこで、きょう出された文書でもう一つお聞きしたいのは、今後の対応です。今後の対応で、既存施設を活用する、盛岡南高校を活用するなど、生徒の学びに支障が出ないように対応していくと。さつき教育長の話で、来年の1月までは当初の、来年の3月末までに工事完了ですか。ですから、それは当初どおりいっても、やはり必要だった。しかし、今工事が半年以上中断していますから、もう半年以上それが延びるということははっきりしています。今南昌みらい高校という県下最大の高校が矢巾町にできた。今1年生、2年生、3年生、何学級になっていますか。

○駒込教育次長兼学校教育室長 3年生11学級、2年生11学級、新入生、1年生は8学級で30学級となっております。

○齊藤信委員 南昌みらい高校は8学級規模なのだけれども、盛岡南高校から、2年生、3年生来ているわけだから、今11学級なのです。本当に大変な規模になっています。盛岡南高校への体育、部活などでどのような形で、盛岡南高校の体育館は活用されているのですか。

○山崎学校施設課長 盛岡南高校の体育館の活用でございますけれども、まず体育の授業で活用しております、今年度南昌みらい高校における体育の授業に必要な1週間当たりのこま数が45こまあるのですけれども、そのうち15こまについては盛岡南高校の校舎の体育館を使用しております。

あと、部活動につきましても、不來方高校で活動する際の設備がない部活動がございまして、陸上部、ボクシング部、登山部、体操部、ソフトテニス部については、盛岡南高校のほうにバスで行って活動しているという状況でございます。

○齊藤信委員 体育の授業ではバス何台、部活ではバス何台、経費は幾らとなっていますか。

○西川高校改革課長 バスにつきましては、部活動用バスということで、マイクロバスを

1台リースしております。それから、体育の授業の借り上げでは、バスを2台借り上げしている中で、実はバレー部、ハンドボール部、バスケットボール部も盛岡南高校のほうの体育館を利用しておりまして、一斉に移動したいということで、学校を統合するときには統合準備金という積立金があるのですけれども、その中の一部を活用して、4月から6月まで2回ぐらいに分けて大型バスの2台の契約をして、ピストン輸送している状況でございます。

○齊藤信委員 大変な経費がかかっているし、予想以上にかかると。これは子供たちも大変なことですよ。せっかく県下最大の新設校ができたのに、予定していた立派な体育館ができないと。本当に子供たちに大変な犠牲を強いている。それを受け入れた矢巾町はこんな冷たいことをやっているという、私は二重に許されないのだというように思います。

そこで、今後の対応の2番目ですけれども、損害賠償というのは何が対象になるかということだけ聞きたいのだけれども、一つは詳細設計まで含めた設計費用、これはだめになつたら無駄になりますから、これはかかりますね。もう一つは、工事発注してから、ほとんど工事にならなかつたけれども、準備した経費、こういうことになりますか。

○山崎学校施設課長 損害賠償といったときに、整理しなければいけないのは、請負業者に対する損害賠償、県からの損害賠償ということについては、契約してから工事契約が解除するまでに実際にかかった実費、それから工事を完成したとした場合に工事業者が得られたであろう利益、逸失利益というようすけれども、この実費額と逸失利益が業者に対する損害賠償の対象になります。矢巾町との清算というようなことになりますと、実際にどの範囲を矢巾町に清算を求めるかということについては、弁護士とも相談しながら、対象については検討していくことになりますけれども、対象として考えられるのは齊藤信委員がおっしゃったような設計委託料、既に設計した委託料と、業者に支払った損害賠償、それからバス輸送での掛かり増し経費というのが検討の対象にはなるかというように考えております。

○齊藤信委員 わかりました。それなりの額になると私は思うし、負担割合が2対1であれば、少なくとも2対1、全面的に矢巾町が悪いということになったら、これは全額請求することだってあり得るのではないかというように思います。

そこで、今後の対応の(3)なのです。南昌みらい高校新体育館早期建設を求める請願について、矢巾町において今後審議することであるから、その状況を注視していくと。私も注視しております。実は、やはり地元の皆さん、あとは盛岡南高校、不來方高校関係者、ここで先生をやられたOBの方々が中心になって、何とか新しい南昌みらい高校の体育館を早期に造ってほしいということで町議会に対する請願が出されたと。署名は町長宛てです。

新聞報道を見ますと、5月30日に2,508筆で議会請願がなされたと。ところが、6月議会に出されたのだけれども、町議会は審議しなかった。私、こんなことあるのかとびっくりしました。町議会に請願が出されて付託されたのです、総務委員会に。ところが、総務

委員会は予定がつかないというので、6月議会で審議しなかった。これまたびっくり。町もびっくりだけれども、町議会もびっくりです。

それで、署名は町長宛てなので、さらにふやして6月20日に2,827筆、このときは副町長が受け取ったようですが、署名は提出した。これが今の経過です。私は、6月議会で請願の決着がつけば、県の対応としても新たな局面が切り開かれると思っていましたが、残念ながら7月7日に町議会は請願審査すると先ほど連絡がありました。ですから、これを見守りたい。

この町議会の請願というのは、新しい高校の体育館を早期に造ってくれということですから、私が考えるベストは、町長が気持ちを変えて当初の計画に立ち戻ると、これが一番ベストだと思うのです。そうすれば、あの設計図も生きるわけだし、この間の工事中止の分の損害賠償分はあっても、それほど傷は深くならない。そして、早く工事ができる。業者の皆さんも望んでいます。そういう形でやつたら、今度は随意契約だっていいわけだから。そういうことが私はベストだと思うけれども、これは町議会の議決を見るしかないのですけれども、そういう方向に大きく局面が打開できればベストだと。教育長、私の意見についてどういうように思いますか。

○佐藤教育長 まず申し上げられるのは、現時点で我々は覚書を破棄していないということでございます。これまでの経過を経て出来上がった図面、そして覚書で住民に説明したという事実は変わらないと思っていますので、現時点で我々のほうから、この覚書をなしにしましょうということは考えておりませんということで、この状況をまずは見守るという姿勢であります。

○斎藤信委員 町長には2,827筆の署名が寄せられた。聞くところによると、ハンドボール関係者は700筆以上寄せていたということでした。矢巾町はハンドボールの町で、中学校も強い、町民全体もハンドボールに燃えていると、そういう人たちが使える立派な体育館なのです。だから、本当に大きな反響があった署名だったというように思いますし、7月7日の矢巾町議会の請願審査を、そういう点では本当に見守りたい。

その上で、私はその覚書について、何が町の事情で変わったのかということもしっかりと聞いていただきたい。覚書は契約ですから、契約に至る経過があるわけですから。契約を結んでから何が変わったのですかと。今までの経過を無視するようなことでやつたら、全面的にこれは矢巾町の責任ですよと。そういう詰め方を担当者とはやっていただきたいし、この間の経過はわかりませんなどという担当者とは交渉できませんよ。

担当者が2人、3人と替わること自体に私は矢巾町の誠実さを感じないけれども、しかし回復する僅かな可能性もまだはあるのだというように思いますので、そういうことでしっかり進めていただきたいし、何よりも南昌みらい高校の新しい高校の生徒の期待に応えると、これは県教委の願いでもあり、矢巾町の願いでもあるのだと思います。そういう意味で、覚書を堅持して、しっかり進めていただきたい。

○高橋こうすけ副委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

教育委員会の皆さんは、退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費、第9項私立学校費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第2号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の7ページをごらん願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は、第10款教育費、第9項私立学校費の1億6,693万3,000円の増額でございます。補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明いたしますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の21ページをごらん願います。第10款教育費、第9項私立学校費、第1目私立学校費の私立高等学校等就学支援金交付金は、私立高等学校等に通う生徒の保護者等の教育費負担を軽減するため、県が学校設置者に対し、所得制限により高等学校等就学支援金の受給対象外となっている世帯の高校生等の授業料の一部を交付する経費について、所要額を補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋こうすけ副委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○齊藤信委員 高校授業料の無償化にかかわって今年度分、910万円以上の所得制限を超える分の補填ということだと思いますけれども、対象者数はどうなるのか。あとは、来年度から全面的な高校無償化という見通しですけれども、それはどういう額で、どのように進められようとしているのかを示してください。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 まず1点目、対象者についてでございますけれども、今般の補正予算における積算の考え方を御説明申し上げます。

まず、令和7年度の生徒数を前年度からの伸び率などから7,537人と見込んでいるところでございます。これは、全日制、通信制を合わせた高等学校、特別支援学校、高等専修学校、一部の各種学校の生徒数の合算でございます。このうち、現行の高等学校等就学支援金制度において、所得制限により不認定となることが見込まれる年収約910万円以上の世帯の生徒数について、令和6年の世帯所得の分布割合を基に算出いたしまして、対象者を1,400人と見込んだものでございまして、全体の生徒数から見ると、約18.6%を占めるものでございます。

続いて来年度見込まれているものでございますけれども、いわゆる高校無償化については、令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党合意で令和8年度から収入要件を撤廃し、支出加算額を45万7,000円に引き上げるとされたものでございます。

また、6月11日に開催された3党で構成されます無償化を含む多様で質の高い教育のあり方に関する検討チーム、こちらにおいては、論点の大枠整理について議論がされております。その中では、無償化については、外国人生徒など支援対象者の範囲であったり、45万7,000円としている支出加算額の水準の考え方、またいわゆる便乗値上げを抑える仕組みづくり、また円滑な実施のための支給方法の考え方、こういった論点が議論されていると承知しております。これらを受け、6月13日に閣議決定された骨太方針におきましては、いわゆる高校無償化については、これまで積み重ねてきた各般の議論——これはつまり3党合意のことでございますけれども、これに基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て実現するというような方針が示されたところでございまして、引き続き国の動向を注視していきたいと考えているところでございます。

○斎藤信委員 来年度45万7,000円というのを授業料の上限にするということですけれども、これは総額でどのくらい見込まれているのですか。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 このくらいというのは、令和8年度にどのくらいの国費が岩手県に……

○斎藤信委員 全国の額でいいです。

○安齊参事兼学事振興課総括課長（続） 済みません、本県の額で、粗い試算で申し上げますけれども、規模感ということで御答弁させていただきたいと思います。

令和5年度決算ベースで、かつ一定の条件の下で試算をしたものでございますが、私学の授業料において、当時の保護者負担の総額は9億3,000万円余と試算しているところでございます。これに県の単独の加算のかさ上げが3,000万円余ありますので、それを加えると約9億6,000万円が本県において国が私立学校の無償化を行うために必要な金額となります。このうち今年度、拡充分1億6,000万円余を補正予算でしていますので、それを差し引いた約8億円程度が令和8年度の無償化のために追加で必要な経費と試算しているところでございます。

○斎藤信委員 これは、もちろん全額国費ということによろしいわけですね。また、国のレベルでは財源をどこから確保するという、そういう検討はどうなっていますか。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 今までの修学支援基金制度でも国費10分の10でございますので、拡充されても国費10分の10は変わらないというように認識しているところでございます。済みません、国の議論については、申し訳ありませんが……

○斎藤信委員 岩手県分で9億6,000万円ということになれば、岩手県の場合には100分の1ですから、恐らく960億円ぐらいの財源の規模になるのかと。私立を含めた高校の無償化というのは、私は当然のことなのだと思うのだけれども、今何をやるにしても財源をどうするのか問われる。では、今財源がない中で960億円も——3党合意では財源どこから捻出するという議論はされているのですか。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 勉強不足で、財源のところまで、承知しておりませんでした。申し訳ございません。

○斎藤信委員 それと、恐らく岩手県内の私立高校は、想定されている、年額ベース 45 万 7,000 円、ほとんどこれ以下なのではないのか。だから、全額対象になるのではないかと思いますが、私学の場合にはそれ以外に、1 回だけだと思うのですけれども、施設費というものが入学時に取られます。担当から教えていただいた額を見ると、盛岡中央高校の 10 万円から、取らないところもあるのです。花巻東高等学校とか、水沢第一高等学校とかはゼロになっています。ただ、6 万円から 10 万円ぐらいの施設費というのはありますから、全額無償化になったときに授業料も変わっていくということも考えられるのですけれども、そこら辺りはどうですか。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 令和 2 年度にこの修学金支援制度ができた際に、やはり授業料の値上げが行われたという経緯がございます。そのときには、施設費も授業料に振り替えたということで、保護者の負担を減らそうといった形で動いたことがございます。ただ、今の段階の各校の取扱いについては、まだ令和 8 年度の拡充の詳細が国から示されておりません。また、いわゆる便乗値上げを抑える仕組みづくりが必要ではないかといった議論もされていることから、先日閣議決定された先ほどの骨太方針を踏まえた動きが今後出てくるかもしれません、現時点では各校とも国等の動向を注視していると聞いています。

○斎藤信委員 授業料と施設費を合計すると、入学時の比較なのですけれども、大体一番低いのが花巻東高校の 39 万 8,400 円から、一番高いのが盛岡中央高校の 61 万 3,600 円と、多くがやはり 50 万円台になっていくという感じです。ですから、施設費まで含めると、結構岩手県内でも負担は大きいということあります。ただ、45 万 7,000 円ということで無償化が進められれば、多くが無償化の対象になるのかなという感じがいたします。

最後に、ここだけ聞きます。花巻東高校が授業料が 3 万 3,200 円で一番安いレベル、そして入学時の施設費もない。よくやっているなと思いますが、この秘訣は何ですか。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 各私立学校で工夫をしながら運営をされているところと承知しております、その詳細までは承知はしていないところでございます。現に市町村から支援なども、施設の整備とかそういったところ、この前芝のグラウンド整備したときにも花巻市から支援を受けているというように聞いておりますので、そういったところも含めて全体の学校運営の中で工夫されているものと承知しております。

○斎藤信委員 わかりました。

○高橋こうすけ副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

おおむね再開後2時間が経過いたしますが、この後、この際質疑を表明している委員は1名であることから、質疑を続行したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 この際、何かありませんか。

○飯澤匡委員 引き続き県立大学に係る諸問題について、長期休業している職員の状況、何人で、どういうような状況で休養されているか示してください。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 岩手県立大学における長期療養している職員の状況についてお答えします。

県立大学に確認しましたところ、教職員の令和6年度における14日以上の継続療養者数は実人員で16名となっており、令和5年度と比べて3人増加でございます。そのうち精神疾患による療養者は実人員で7人ということで、令和5年度と比べて1人増加でございます。

○飯澤匡委員 規模的には随分多いのではないかなどと思いますけれども、精神疾患によるもので、パワハラを起因としたケースというのは当該部局では認知していますか。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 県立大学では、大学内にハラスメント相談員を設置するとともに、外部委託による心理カウンセラー等の相談窓口を設置して随時相談を受け付けているところでございます。また、大学内にハラスメント防止対策委員会というものを設置しまして、ハラスメントの申し立てを受けた際には、問題解決が必要な措置を講じております。この委員会におきまして、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、いわゆるパワハラ防止法でございますが、これが令和2年度に施行されて以降でございますが、ハラスメントに認定された事案はございますが、パワーハラスメントを含め、これらハラスメントに認定された事案に起因して長期療養に至ったケースはないというように聞いております。

○飯澤匡委員 私のところにお手紙が来まして、個人名は大体わかるようになっていますが、私は100%断定できないので、この場でも言うべきものではないと思いますが、実際その当時の上司のパワーハラスメントによって長期休業していると。これは、しっかり原因究明をしていただきたいという匿名のお手紙がありました。したがって、きょう新たにこの場面で提起いたしましたので、この点について、無視するわけにはいかないと思うのですけれども、この内容について本当にあるかどうか、詳細な調査を求めたいと思いますが、どうしますか。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 大学は、法令等の定めるところによりまして、自主自

立的な運営が確保されているところでございます。また、ハラスメント防止に係る措置につきましては、関係法令の規定により事業主の責務とされておりまして、また加えてハラスメント対応は、大学内の人事、労務管理の案件でございまして、個人情報の取り扱いまたは大学の情報管理の観点からは、県として個別の事案の内容までは承知していないところでございます。

のことから、ハラスメントに係る個別対応は、使用者である大学の責任により実施されるべきものであり、県としては役員や職員、または組織的な違法行為等が疑われる場合には地方独立行政法人法に基づく報告聴取または検査等を行うことも考えられるところでございますが、まずは大学が組織的にハラスメント防止に取り組むために必要な支援をしていくことが県の役割であると認識しております。

ただいま飯澤匡委員の御指摘の案件につきましては、先ほど申し上げましたハラスメント防止対策委員会のほうに申し立てがあったものではないのだろうなというように推察しているところでございます。こうした相談や申し立てに至っていないものにつきまして、大学の相談窓口、申し立ての窓口の周知がまだ足りていないことの可能性が危惧されるところでございます。

大学では、ハラスメントに関する職員研修の充実、また懲戒処分の厳格化などの意識改革に取り組んでいるところでございますし、相談者に配慮した相談窓口の設置、また頑在化した際の調査等を行う体制も整えているところでございますので、本日の飯澤匡委員からの御指摘も踏まえ、そういう窓口によりアクセスしやすい職場環境の構築に取り組んでいくよう、大学に促していきたいと考えています。

○飯澤匡委員 この内容については、通知をするということですね。そのことをもう一回。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 本日この場で話し合ったことについては、議事録にまとめまして、大学のほうに通知させていただきたいと考えております。

○飯澤匡委員 県立大学の問題については、別件でずっと追いかけていたのですけれども、皆さん方は所管する、監督する部局であるので、その責任については、自主独立とかそういうことで逃げないで——。この手紙に書いてあった人物については、いまだに県の職員であり、そして一定的に県立大学への人事異動によって、そういう問題が発生した。また、今知事部局のほうに戻ってきてると、そういう内容でしたので、人事的にも県の人事の流れでやっているわけだから、全く無関係ではないわけですから。ここで問題提起しましたので、その後詳細にわたって私のところに情報があるかどうか、また県立大学のほうでもどのような対応をするのか、それは今回はこの辺でとどめておいて、この件も注視していきたいと思いますので、別組織だということで当事者対応ではないような口ぶりは、きょうはそういうのは感じなかったけれども、そういうことのないようにひとつお願ひします。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 パワーハラスメントをはじめとしたハラスメントが発生することは、あってはならないことでございまして、県立大学においてハラスメントと

認定されている事案も実際発生していることは大変残念であり、重く受け止める必要があることだと認識しております。飯澤匡委員からいただいたお話につきましては、しっかりと大学のほうに伝えて、しかるべき対応がなされるよう促していきたいというように考えます。

○高橋こうすけ副委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高橋こうすけ副委員長 ほかになければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。

ふるさと振興部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。

次回、8月5日に予定しております閉会中の委員会ですが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、令和8年度県立学校の編制についてといたしたいと思います。

また、次々回、9月2日に予定しております閉会中の委員会ですが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、専修学校高等課程における教育活動についてといたしたいと思いますが、こちらに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高橋こうすけ副委員長 御異議がないようでございますので、さよう決定いたしました。

なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申出をすることといたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の7月の県内・東北ブロック調査につきましては、7月28日から29日まで、1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。